



安居溪谷



ひょうたん桜

2025



仁淀川町

くらしの便利帳



ホームページ



公式 LINE



秋葉まつり



中津溪谷

「分野別」 目次

① いざというとき	電気、電話、上下水道の異常時連絡先 消防、病院、避難所、自主防災組織 役場組織	1～ 9
② 届出・証明	転入、転出、転居、結婚、出産、離婚 死亡、印鑑登録、各種証明、パスポート	10～16
③ 税金・介護保険料 後期高齢者医療保険料	税金、介護保険料、後期高齢者医療保険料 口座振替、滞納・公売、減免納税相談、税証明	17～18
④ 国民健康保険 後期高齢者医療 年金・介護保険	給付、届出など	19～23
⑤ 福祉	高齢者・障害者に対する福祉サービス 各種手帳、生活保護	24～27
⑥ 健康・医療	妊娠、赤ちゃんの健康、予防接種 健診、医療費の助成	28～32
⑦ 子育て・教育	子育て支援、保育所(園)、学校教育 放課後子ども教室、奨学金、生涯学習 文化財	33～44
⑧ 生活・環境・まちづくり	ごみ、住宅、犬、墓地、地域環境林 道路、水道、下水道、浄化槽、創業支援 地域づくり補助金	45～52
⑨ 農林業・商工業	農地、各種補助事業、林業研修制度 商工関連	53～55
⑩ 議会・選挙・情報発信	議会、選挙、情報発信	56～58
⑪ 交通安全	交通安全	59
⑫ 各種相談・施設 郵便番号	各種相談窓口、公民館・集会所、郵便番号	60～64

「くらしの出来事別」 目次

① 結婚したら	婚姻届等各種届出	13
② 出産・子育て・教育	妊娠したら(母子健康手帳、妊婦訪問等)	28
	出産したら	13
	乳幼児等医療費の助成、乳幼児健診	28～
	育児相談、こどもの予防接種	
	子育て支援制度	33～
	保育所(園)、入学手続、放課後子ども教室等	35～
	奨学金	38
③ 成人・就職等	印鑑登録、パスポート	15～
	税金	17～
	国民健康保険、年金	19～
④ 引越	各種届出	10～
	ごみ・リサイクル	45
	住宅関連	46
	水道・下水道	48～
	タクシー、バス	63～
⑤ 健康生活	大人の予防接種、健康診査、医療機関	31
	生涯学習(施設、文化・体育サークル)	39～
	犬を飼う	46
	地域環境林、道路	47
⑥ いざというとき	病院、防災関連機関	1～
⑦ 豊かな老後	後期高齢者医療、年金、介護保険等	20～
⑧ お悔み	各種届出	14
	火葬、墓地	47

① いざというとき

○異常時、連絡先一覧

内容	連絡先	電話番号
事件・事故	高知県警察本部	110
救急・火事	高吾北消防本部 (26-2111) 高吾北消防署 仁淀川分署(35-0017)	119
停電や電柱・電線について	四国電力送配電ネットワークコールセンター	0120-410-366
電話がつながらないなど	NTT西日本	113
水道の異常	吾川地域:建設課 仁淀地域:仁淀地域課 池川地域:池川地域課	35-1085 32-1113 34-2111
下水道(農集)の異常	田村地区、久喜地区 :建設課	35-1085
	森地区 :仁淀地域課	32-1113

○医療機関

★夜間や休日に、具合が悪くなったとき

	電話番号
高知県救急医療情報センター ※お近くに受診できる医療機関がない場合は、当番病院など受診可能な医療機関を紹介してくれます。	088-825-1299 対応時間 年中無休・24時間
こうちこども救急ダイヤル ※夜間に子どもの急病で心配な場合、看護師が電話で相談に応答してくれます。	#8000 または 088-873-3090 相談時間 毎日・20:00～翌日 1:00
高知市平日夜間小児急患センター 住所:高知市丸ノ内1丁目7番45号 (総合あんしんセンター 1階)	088-875-5719 月曜～金曜日 診療時間 20:00～23:00 毎週土曜日及び祝日の前日 診療時間 20:00～翌日 8:00
高知市休日夜間急患センター 住所:高知市丸ノ内1丁目7番45号 (総合あんしんセンター 1階)	088-875-5719 日曜・祝日・年末年始(12/31～1/3) 診療時間 9:00～12:00(概ね内科) 13:00～17:00(概ね小児科) 18:00～22:00(小児科) 〔※祝日が土曜日の場合 18:00～翌日 8:00(小児科)〕
高知県精神科救急情報センター ※診療時間外に精神疾患の急激な発症や病状が悪化した方に、当番医療機関などを紹介する窓口です。	0120-556-499 平日 17:00～翌日 9:00 土曜日 12:00～翌日 9:00 休日 9:00～翌日 9:00

○医療機関

★夜間や休日に、具合が悪くなったとき(つづき)

高知家の救急医療電話 ※救急車を呼ぶか病院に行くか迷った時に、医師・看護師 が電話で相談に応答します。	#7119 365日 24時間対応 無料電話
---	---------------------------

★町内の医療機関

名称	住所	電話番号
安部病院	〒781-1611 仁淀川町岩丸 102	34-2011
大崎診療所	〒781-1501 仁淀川町大崎 300	35-0211
酒井医院	〒781-1606 仁淀川町土居甲 941	34-2037
仁淀診療所	〒781-1801 仁淀川町森 2577-3	32-1125

★町内の歯科医療機関

名称	住所	電話番号
大崎診療所(歯科)	〒781-1501 仁淀川町大崎 300	35-1001
中内歯科診療所	〒781-1801 仁淀川町森 2577-18	32-1013

○その他

内容	連絡先	電話番号
大雨による 事前通行規制	日本道路交通情報センター 高知情報	050-3369-6639
	国土交通省 土佐国道事務所 (国道 33 号)	088-884-0359
	高知県中央西土木事務所越知事務所 (国道 439、494 号および県道)	0889-26-1161
町民バス コミュニティバス	企画振興課	35-1082
ゴミ収集・リサイクル	吾川地域:町民課	35-1088
	仁淀地域:仁淀地域課	32-1111
	池川地域:池川地域課	34-2111
墓地の新設・廃止など	高知県中央西福祉保健所	0889-22-1286

○避難所・福祉避難所一覧

総務課【35-0111】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

★指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害や大規模火災が発生する恐れのある場合、または発生した場合に、一時的に集合する場所です。

地区名	番号	名称	所在地	電話番号
吾川	1	旧寺村小学校グラウンド	寺村 1240-2	総務課 35-0111
	2	旧吾川中学校グラウンド	大崎 300	
	3	大崎保育所グラウンド	大崎 158	
	4	田村多目的広場	田村 205	
	5	加枝地区集会所広場	加枝 1234	
	6	久喜集会所広場	久喜 2748-3	
	7	旧名野川小学校グラウンド	名野川 450	
仁淀	8	別府小学校グラウンド	森 2457	32-1017
	9	仁淀中学校グラウンド	川渡 214	32-1012
	10	森の越グラウンド	高瀬 3870-1	32-2771
	11	沢渡多目的集会施設広場	別枝 2504-14	
	12	別枝広場	別枝 963-1	
	13	旧別枝小学校グラウンド	別枝 1775-1	
	14	旧長者小学校グラウンド	長者乙 2508	
	15	長者農村広場	長者丙 798	
池川	16	池川中学校グラウンド	竹ノ谷 940	34-2147
	17	池川山村広場	土居甲 662-2	
	18	招魂社広場	土居甲 1077	
	19	仁淀川町移住交流拠点施設 周辺	竹ノ谷 612	
	20	大野地区コミュニティセンター広場	大野 685-1	34-6219
	21	瓜生野集会所広場	用居丁 440-1	34-6224
	22	高齢者総合福祉施設 「用居集いの館」広場	用居甲 361-1	34-6655
	23	月美荘前広場	日浦 185-1	
	24	安居ヘリポート周辺	成川 553-1	
	25	檜山集会所広場	大屋 758-1	

○避難所・福祉避難所一覧

総務課【35-0111】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

★指定避難所

指定避難所とは、家屋の倒壊や火災による焼失により住居を失った者、または居住が困難な被災者のうち、引き続き避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所です。

地域	番号	名称	所在地	電話番号
吾川	1	寺村地域集会所	寺村 1240-2	
	2	寺村分団屯所	寺村 1558-1	
	3	田村集会所	田村 124	
	4	宗津集会所	宗津 401-1	
	5	加枝集会所	加枝 1234	
	6	久喜集会所	久喜 2748-1	
	7	森山地域集会所	森山 201-2	
	8	大渡コミュニティセンター	大渡 184-1	
	9	名野川自然環境活用センター	名野川 440	36-0020
	10	旧名野川小学校及び体育館	名野川 450	
	11	大崎地域集会所	大崎 158	
	12	旧吾川中学校体育館	大崎 300	
	13	下名野川地域集会所	下名野川 368-4	
	14	川口地区集会所	川口 25-1	
仁淀	15	仁淀多目的研修集会施設	森 2572-1	32-1111
	16	農業者トレーニングセンター	森 4231	
	17	別府小学校及び体育館	森 2457	32-1017
	18	ふたば保育所	森 4279-1	32-1021
	19	仁淀中学校及び体育館	川渡 214	32-1012
	20	秋葉の宿及び宿泊施設	高瀬 3869	32-2771
	21	沢渡多目的集会施設	別枝 2504-14	
	22	別枝上区多目的集会施設	別枝 1771	
	23	長者複合集会施設	長者乙 2502-4	32-1708
	24	旧長者小学校及び体育館	長者乙 2506	
	25	旧長者保育所	長者乙 2502-2	
	26	泉川多目的集会施設	大植 2988-2	
	27	川渡コミュニティセンター	川渡 95	32-1956
池川	28	池川コミュニティセンター	土居甲 916-3	34-2111
	29	池川中学校	竹ノ谷 940	34-2147
	30	池川体育館	土居甲 839	34-2147
	31	相ノ谷集会所	竹ノ谷 545	
	32	坂本地区多目的集会施設	坂本 536-1	
	33	大西地区多目的集会施設	大西 784-1	
	34	大野地区コミュニティセンター	大野 685-1	
	35	高齢者総合福祉施設「用居集いの館」	用居甲 361-1	
	36	狩山地区多目的集会施設	日浦 187-2	
	37	安居地区多目的集会施設	土居 88-4	
	38	高齢者向町営住宅「月美荘」	日浦 185-1	

○避難所・福祉避難所一覧

総務課【35-0111】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

★指定福祉避難所

指定福祉避難所とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など一般の避難所では生活に支障を来す方への配慮がなされた避難所です。

地域	番号	名称	所在地	電話番号
吾川	1	仁淀川町サービスセンター 「とちの木園」	大崎 264-8	35-0255
仁淀	2	仁淀川町サービスセンター 「ひなた荘」	森 4287	32-1500
池川	3	仁淀川町サービスセンター 「池川」	土居甲 921-1	34-2069

★協定広域福祉避難所

地域	番号	名称	所在地	電話番号
広域	1	日高特別支援学校	高岡郡日高村下分 60	0889-24-5306

○自主防災組織 総務課【35-0111】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行います。

○自主防災組織一覧

地域	名称	担当地区	地域	名称	担当地区
吾川	相能地区自主防災組織	相能	吾川	二ノ滝地区自主防災会	二ノ滝
	岩戸地区自主防災会	岩戸		引地地区自主防災会	引地
	大板地区自主防災会	大板		藤ノ野自主防災会	藤ノ野
	大崎地区自主防災組織	大崎		二子野地区自主防災会	二子野
	大渡地区自主防災会	大渡		正の石地区自主防災会	正の石・竹屋敷・大平
	遅越地区自主防災会	遅越		峯岩戸地区自主防災会	峯岩戸
	加枝地区自主防災組織	加枝		森山地区自主防災組織	森山
	上久喜自主防災会	上久喜・一ヶ谷		寺村地区自主防災組織（寺村・西浦）	寺村・西浦
	上名野川地区自主防災会	上名野川	仁淀	泉地区自主防災組織	泉
	川口地区自主防災会	川口		岩屋地区自主防災組織	岩屋
	川口住宅地区自主防災会	川口住宅		大植地区自主防災組織	大植
	北川地区自主防災会	北川		大内地区自主防災組織	大内
	久喜自主防災組織	久喜		太田地区自主防災組織	太田
	向口地区自主防災会	向口		大見槍地区自主防災組織	大見槍
	崎ノ山地区自主防災会	崎ノ山		織合・太郎田・白石川地区自主防災組織	織合・太郎田・白石川
	桜地区自主防災会	桜		梶屋敷地区自主防災組織	梶屋敷
	鹿森地区自主防災会	鹿森		桂地区自主防災組織	桂
	下北川地区自主防災会	下北川		上川渡自主防災組織	上川渡
	下名野川地区自主防災会	下名野川		形部地区自主防災組織	形部
	宗津自主防災会	宗津		五味地区自主防災組織	五味
	橘谷地区自主防災会	橘谷		沢渡地区自主防災組織	沢渡
	橘地域自主防災会	橘・別枝口・秋葉口・鷲ノ巣		長者地域自主防災組織（中央・日鉄宮ヶ坪・寺野・古田・上中ノ瀬）	長者
	田村地区自主防災会	田村・本村		下川渡自主防災組織	下川渡
	津江地区自主防災会	津江		高瀬本村地区自主防災組織	高瀬本村
	潰溜地区防災会	潰溜		谷山地区自主防災組織	谷山
	蕨谷地区自主防災会	蕨谷		下町地区自主防災組織	下町
	中村地区自主防災会	中村		戸立地区自主防災会	戸立
	長屋地区自主防災会	長屋		中野地区自主防災組織	中野
	名野川地区自主防災会	名野川		中宮地区自主防災組織	中宮

○自主防災組織一覧(つづき)

地域	名称	担当地区	地域	名称	担当地区
仁淀	奈呂地区自主防災組織	奈呂	池川	上土居地区 2 区自主防災会	上土居第2
	西条地区自主防災組織	西条		上町自主防災会	上土居第3・4・5
	西谷地区自主防災組織	西谷		川内谷地区自主防災会	川内谷
	東村上地区自主防災組織	東村上		北浦自主防災会	北浦
	東村下地区自主防災組織	東村下		坂本地区自主防災会	坂本
	峰地区自主防災組織	峰		下土居地区自主防災会	下土居
	道芝地区自主防災組織	道芝		白髪・寄合・ツボイ地区自主防災会	白髪・寄合・ツボイ
	別枝上地区自主防災組織 (別枝本村・霧ノ窪・芋生野・別枝中村・都)	別枝上		第1区防災会	上土居第1
	森土居地区自主防災組織	森土居		竹ノ谷地区自主防災会	竹ノ谷
	本町地区自主防災組織	本町		椿山地区自主防災会	椿山
	湯ノ川上地区自主防災組織	湯ノ川上		坪井川地区自主防災会	坪井川(坪井川流域)
	湯ノ川下地区自主防災組織	湯ノ川下		成川地区自主防災会	成川
池川	相ノ谷地区自主防災会	相ノ谷		ハイツ清流団地防災会	ハイツ清流
	入江谷地区自主防災会	入江谷		日浦地区防災会	狩山日浦
	岩柄地区自主防災会	岩柄		舟形地区自主防災会	舟形
	岩丸地区自主防災会	岩丸		見ノ越地区自主防災会	見ノ越
	桧谷・折尾・瓜生野地区自主防災会	桧谷・折尾・瓜生野		宮ヶ平地区自主防災会	宮ヶ平
	大西地区自主防災会	大西・明戸 岩・大渡・東竹の谷		用居地区防災会	用居・出丸
	大野・百川内地区自主防災会	大野・百川内		安居土居地区防災会	安居土居
	大平地区自主防災会	大平		余能地区自主防災会	余能
	大屋地区自主防災会	大屋			
	楮原地区自主防災会	楮原			

○役場組織

★役場のご案内

(開庁時間) 8:30~17:15

(閉庁日) 土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)

★仁淀川町役場(本庁舎)

〒781-1592

仁淀川町大崎 200

	部署等
3F	議会事務局、議場ほか
2F	町長室、副町長室、教育長室、総務課、企画振興課、農林課、建設課、教育委員会ほか
1F	町民課、医療保険課、健康福祉課、地域包括支援センター、出納室、多目的ホール、仁淀川モール情報・町民ギャラリー

★名野川自然環境活用センター

〒781-1741

仁淀川町名野川 424

	部署等
2F	会議室ほか
1F	名野川出張所、名野川郵便局
B1F	会議室

★大崎診療所

〒781-1501

仁淀川町大崎 300

	部署等
1F	大崎診療所

★仁淀川町学校給食共同調理場

〒781-1741

仁淀川町森 6322

	部署等
1F	調理場ほか

★組織一覧

課	係	電話番号	F A X
議会事務局		35-1081	35-0575
総務課	総務係、財産管理係、入札契約係、財政係、危機管理室危機管理係	35-0111	35-0571
企画振興課	情報政策係、まちづくり係、商工観光係	35-1082	
農林課	農業振興係、林業振興係	35-1083	
建設課	建設係、公営企業担当係	35-1085	
教育委員会	総務係、学校教育係、社会教育係、子育て支援係	35-0019	35-0010
教育研究所		35-0018	
学校給食共同調理場		20-2211	20-2212
子育て支援センター		35-0433	
医療保険課	国保年金係、介護保険係	35-1080	35-0228
	大崎診療所	内科 35-0211	
		歯科 35-1001	
	仁淀診療所	32-1125	
健康福祉課	福祉係、健康推進係	35-0888	35-0228
	包括支援係	35-0880	
町民課	戸籍係、生活環境係、国保住民税係、資産税係、徴収係	35-1088	20-2116
	名野川出張所	36-0020	20-2228
	長者出張所	32-1708	32-1714
出納室	出納係	35-1087	

○役場組織

★役場のご案内(つづき)

(開庁時間) 8:30~17:15

(閉庁日) 土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)

★仁淀川町仁淀総合支所

〒781-1801

仁淀川町森2552-1

★組織一覧

	部署等
1F	仁淀地域課

課	係	電話番号	FAX
仁淀地域課	町民係	32-1111 32-1113	32-1100
	福祉係	32-1132	

★仁淀診療所

〒781-1801

仁淀川町森 2577-3

	部署等
1F	仁淀診療所

★仁淀川町長者複合集会施設

〒781-1911

仁淀川町長者乙 2502-4

	部署等
2F	会議室ほか
1F	長者出張所、図書室ほか

★仁淀川町池川総合支所(コミュニティセンター)

〒781-1606

仁淀川町土居甲 916-3

★組織一覧

	部署等
4F	大ホールほか
3F	会議室ほか
2F	会議室ほか
1F	池川地域課

課	係	電話番号	FAX
池川地域課	町民係	34-2111 34-2114	34-2687
	福祉係	34-2112	

② 届出・証明

○転入(町内に引越してきたら)

★引越してきたら 14 日以内に転入の手続きをしてください。

手続きの種類	必要なもの	備考	問い合わせ先
住民票	前住所地の転出証明、マイナンバーカード、本人確認書類（免許証など） 代理人の場合は委任状が必要な場合があります。	外国人の方は在留カード、パスポート等をお持ちください。	町民課 35-1088 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
印鑑登録	印鑑、本人確認書類（顔写真付）	印鑑証明が必要な方	
児童手当	保険証（受給者）、マイナンバーが確認できるもの（受給者・配偶者・児童）、通帳（受給者）	児童手当を受けられている方	
犬の登録	前住所地の鑑札（マイクロチップ装着済みで受け取っていない場合は不要）	飼い犬のいる方	
原付バイク	前住所地で交付されたナンバープレート、廃車済みの場合は廃車証明書、本人確認書類（免許証など）	原付バイクをお持ちの方	
国民健康保険	本人確認書類（マイナンバーカードなど）	国民健康保険に加入する方、もしくは加入されている方	医療保険課 35-1080 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
後期高齢者医療制度	県外から転入される方は前住所地で発行された負担区分等証明書、本人確認書類（マイナンバーカードなど）	75 歳以上（申請により一定以上の障害があると認められた 65 歳以上 75 歳未満）の方	
乳幼児医療	印鑑、保険証		
介護保険	受給資格証明書	介護認定を受けられている方	
水道	印鑑	水道を使用する方	
下水道（農集）	印鑑	下水道（農集）を使用する方	建設課 35-1085 仁淀地域課 32-1112 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
福祉医療、ひとり親家庭医療	受給者証・お持ちになっている手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）、印鑑、保険証		健康福祉課 35-0888 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
児童扶養手当、特別児童扶養手当	手当証書、印鑑	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けられている方	
障害者手帳	手帳、印鑑	障害者手帳をお持ちの方	

○転入(町内に引越してきたら)

★引越してきたら 14 日以内に転入の手続きをしてください。(つづき)

小中学校の児童・生徒	在学証明書、教科書用図書給与証明書	教育委員会の指示に従ってください。新しい学校で手続きをします。	教育委員会 35-0019
------------	-------------------	---------------------------------	---------------

○転出(町外に引っ越しする前に)

★転出の予定が決まったら、転出前に手続きをしてください。

手続きの種類	必要なもの	備考	問い合わせ先
住民票	マイナンバーカード、本人確認書類（免許証など） 代理人の場合は委任状が必要な場合があります。	外国人の方は在留カード、パスポート等をお持ちください。	町民課 35-1088 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
印鑑登録	印鑑登録証	印鑑登録をされていた方	
児童手当		児童手当を受給している方	
国民健康保険	国民健康保険資格確認書など	国民健康保険に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	医療保険課 35-1080 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
	在学証明書または学生証	学生の方で引き続き親の国保に入る方	
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療資格確認書など	後期高齢者医療制度に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	
乳幼児医療	受給者証、印鑑、保険証	認定を受けられている方	
介護保険	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証等	介護認定を受けられている方	
水道	印鑑	水道を使用されていた方	建設課 35-1085 仁淀地域課 32-1112 池川地域課 34-2111
下水道	印鑑	下水道（農集）を使用されていた方	
児童扶養手当、特別児童扶養手当		児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方	健康福祉課 35-0888 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
福祉医療、ひとり親家庭医療	受給者証・お持ちになっている手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）、印鑑、保険証	福祉医療等を受けられている方	
小中学校の児童・生徒		学校で手続きを行います。	教育委員会 35-0019

○転居(町内で引越した場合)

★転居したら、14日以内に手続きをしてください。

手続きの種類	必要なもの	備考	問い合わせ先
住民票	マイナンバーカード、本人確認書類（免許証など） 代理人の場合は委任状が必要な場合があります。	外国人の方は在留カード、パスポート等をお持ちください。	町民課 35-1088 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020
児童手当		児童手当を受給している方	長者出張所 32-1708
犬の登録		飼い犬のいる方	
国民健康保険	国民健康保険資格確認書など	国民健康保険に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	医療保険課 35-1080
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療資格確認書など	後期高齢者医療制度に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020
乳幼児医療	受給者証、印鑑、保険証	認定を受けられている方	長者出張所 32-1708
介護保険	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等	介護認定を受けられている方	
水道	印鑑	水道を使用される方若しくは使用されていた方	建設課 35-1085
下水道（農集）	印鑑	下水道（農集）を使用される方若しくは使用されていた方	仁淀地域課 32-1112 池川地域課 34-2111
児童扶養手当、特別児童扶養手当		児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方	健康福祉課 35-0888 仁淀地域課 32-1132
福祉医療、ひとり親家庭医療	受給者証・お持ちになっている手帳（身体障害者手帳、療育手帳など）、印鑑、保険証	福祉医療等を受けられている方	池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
小中学校の児童・生徒		学校若しくは教育委員会で手続きを行います。	教育委員会 35-0019

○結婚したら

★結婚したら手続きをしてください。

手続きの種類	必要なもの	備考	問い合わせ先
婚姻届	婚姻届（本人、証人の記入） 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）		町民課 35-1088 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
国民健康保険	国民健康保険資格確認書など	国民健康保険に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	医療保険課 35-1080 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療資格確認書など	後期高齢者医療制度に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	

○出産したら

★出産したら、14日以内に手続きをしてください。

手続きの種類	必要なもの	備考	問い合わせ先
出生届	出生届（医師、助産師の証明済みのもの）、母子健康手帳		町民課 35-1088 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
児童手当	保険証（受給者） 通帳（受給者）、マイナンバーが確認できるもの（受給者、配偶者）		
国民健康保険 （出産育児一時金等）	本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）、母子健康手帳、通帳（世帯主）	国民健康保険に加入されている方	医療保険課 35-1080 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
国民年金 （産前産後期間の免除制度）	母子健康手帳	国民年金第1号被保険者の方	

○離婚するとき

★離婚するときは、以下の手続きをしてください。

手続きの種類	必要なもの	備考	問い合わせ先
離婚届	離婚届（本人、証人の記入） 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）		町民課 35-1088 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
国民健康保険	国民健康保険資格確認書など	国民健康保険に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	医療保険課 35-1080 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療資格確認書など	後期高齢者医療制度に加入されている方で資格確認書をお持ちの方のみ	

○死亡したら

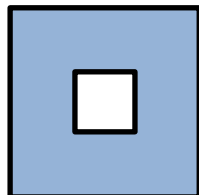
★死亡したら、速やかに手続きをしてください。

手続きの種類	必要なもの	備考	問い合わせ先
死亡届	死亡届（医師の証明済みのもの）、印鑑	死亡した日から7日以内に届出をしてください。	町民課 35-1088 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
印鑑登録	印鑑登録証	印鑑登録されている方	
国民健康保険（葬祭費の申請）	国民健康保険資格確認書、喪主の方の通帳、会葬礼状など	国民健康保険に加入されている方	医療保険課 35-1080 仁淀地域課 32-1132 池川地域課 34-2112 名野川出張所 36-0020 長者出張所 32-1708
後期高齢者医療制度（葬祭費の申請など）	後期高齢者医療資格確認書、喪主の方の通帳、会葬礼状など	後期高齢者医療制度に加入されている方	
国民年金（未支給年金の請求など）	請求者の通帳・マイナンバーカード、受給権者の年金証書	年金を受けている方が死亡したとき	
介護保険	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等	介護認定を受けている方	

○印鑑登録 町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

役場に登録した印鑑を一般的に実印と呼びます。印鑑登録証明書は社会生活上で重要な手続きに用いられる印鑑を、公に証明するものです。

- ①登録できる印鑑は1人1個(手彫または実印として売られている印)で家族と同じ印鑑でないもの
- ②直径8mm以上25mm以下のもので、ゴム印など変形しやすいものは登録できません。
- ③登録には300 円の手数料がかかります。



だれが	必要なもの	備考
本人の場合 (15歳以上で)	①登録する印鑑 ②本人確認書類(顔写真付) (免許証、パスポート、個人番号カードなど)	即日登録証の交付が可能です。 ただし、②がないときは保証人の同行が必要です。
代理人の場合	①登録する印鑑 ②代理人選任届(委任状等) ③代理人の印鑑 ④代理人の本人確認書類(顔写真付) (免許証、パスポート、個人番号カードなど)	即日登録証の交付は出来ません。 申請後、本人宛に照会書を郵送します。その照会書を再びお持ちください。その際、来庁される方の印鑑と身分証明書をお持ちください。

○各種証明書 町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

住民票、印鑑証明などが必要なときには、本庁町民課または各支所・出張所で受け付けています。

種類	手数料	必要なもの
戸籍全部事項証明書(謄本)	450 円／通	①申請者の本人確認書類(免許証など) ※顔写真なしの場合は2点必要(資格確認書・年金手帳など) ②代理人の場合は、委任状 ③第三者が請求者となる場合は、正当な請求理由が必要(根拠資料の提示が必要)
戸籍個人事項証明書(抄本)		
除籍謄本	750 円／通	
除籍抄本		
改製原戸籍(謄本・抄本)		
戸籍届出の受理証明	350 円／通	
住民票の写し	300円／通	
戸籍附票の写し		
身分証明書(本人のみ請求可)	350 円／通	
印鑑登録証明書	300 円／通	①印鑑登録証
印鑑登録	300 円／回	①印鑑、②申請者の本人確認書類(免許証など)
個人番号カード再交付	800 円／枚	①申請者の本人確認書類(免許証など) ※顔写真なしの場合は2点必要(資格確認書・年金手帳など)
電子証明書の発行	200 円／枚	

○パスポート 町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

海外へ渡航するためには、年齢に限らずパスポート(旅券)が必要です。申請は県庁若しくは、県内のパスポート窓口(安芸、須崎、幡多など)にお願いします。なお、申請書は役場にあります。

だれが	必要なもの	備考
本人の場合	①一般旅券発給申請書 ②戸籍謄本【申請前6カ月以内】 ③写真(縦4.5cm×横3.5cm【申請前6カ月以内に撮影した正面無帽無背景のもの】) ④申請者の本人確認書類(免許証など) ⑤お持ちのパスポート	
代理人の場合	①一般旅券発給申請書 ②戸籍謄本【申請前6カ月以内】 ③写真(縦4.5cm×横3.5cm【申請前6カ月以内に撮影した正面無帽無背景のもの】) ④代理人の本人確認書類(免許証など) ⑤お持ちのパスポート	①有効なパスポートを紛失した場合 ②高知県以外の住所の方 ③申請書の刑罰等関係欄に該当する方 以上の方は、代理申請できません。

※未成年者の場合や、渡航する国によっては、ビザ(査証)などが必要な場合がありますので、高知県パスポート窓口にお問い合わせください。

※令和5年3月27日からパスポートに関するお手続きがマイナンバーカードを使ってオンラインでできるようになりました。詳しくは高知県庁ホームページまたは下記までお問い合わせください。

高知県パスポート窓口 電 話: 088-823-9656

メール: passport@ken.pref.kochi.lg.jp

③ 税金等

○税金等の種類 町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

種類	内容	備考
①個人町民税 ・県民税	1月1日現在、町内に住んでいる方で前年に一定の所得があった方にかかります。	納付には以下の方法があります。 ①金融機関またはコンビニエンスストアの窓口での納付 ②スマホアプリ決済(PayPay、d払い請求書払い、auPAY 請求書払い) ③口座振替 ④給料からの天引き ⑤年金からの天引き
②法人町民税	町内に事務所等がある法人で、事業年度が終了した後、申告・納付するものです。	事業年度終了後2ヶ月以内に申告・納付しなければなりません。
③固定資産税	1月1日現在、町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方にかかります。	【家屋を取り壊したとき】 届出のない場合は課税される場合があります。 【家屋を新・増築したとき】 届出のない場合は建築の年まで遡って課税されます。
④軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽四輪自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車などを所有している方に課税されます。	車両の廃車をされた場合、4月1日までに手続きを行わないと1年分の税金がかかります。
⑤国民健康保険税	国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主にかかります。	届出が遅れると遡って納めていただくことになるので注意してください。
⑥介護保険料	65歳以上の方にかかります。	40～64歳の方は社会保険料(国民健康保険等)に含まれて徴収されています。 65歳以上の方は原則として年金からの天引きとなります。
⑦後期高齢者医療保険料	75歳以上の方(65～74歳で障害認定を受け後期高齢者医療保険に加入した人も含む)にかかります。	以前に加入していた国民健康保険や被用者保険を脱退して、この制度に移行することになります。

○口座振替 町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

★納税は便利・確実・安全な口座振替がおすすめです。

口座振替可能な税目	申し込み方法
①個人の町民税・県民税、③固定資産税、④軽自動車税、⑤国民健康保険税、⑥介護保険料、⑦後期高齢者医療保険料	通帳とお届け印をお持ちになり、預貯金口座のある金融機関(高知県農協、四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、郵便局)で申し込んでください。

○滞納・公売 町民課【35-1088】

税の公平性を確保するため、町税等の滞納について差押等の滞納処分をおこなっています。また、差し押さえた不動産・動産は公売により最高価申込者(落札者)に売却し、その売り上げを滞納額に充てています。

○減免・納税等の相談

町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

★所得や生活状態などにより、税金が減免される制度があります。

減免税目	対象
1. 個人町民税	①生活保護法の規定による保護を受ける者 ②所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者または、これに準じる者 ③学生及び生徒
2. 法人町民税	①公益社団法人 ②公益財団法人 ③地方自治法の認可を受けた地縁団体のうち、収益事業を行わない者 ④NPO法人のうち、収益事業を行わない者
3. 固定資産税	①貧困により生活のために公私の扶助を受けるものの所有するもの ②公益のために直接専用するもの ③町の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価格を減じたもの
4. 軽自動車税	①公益のため直接専用するものと認められる車 ②貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の軽自動車等 ③身体障害者が所有する軽車両等で、本人若しくは障害者と生計同一者等が運転するもの
5. 国民健康保険税	①疾病その他特別の事情により、所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった世帯主または、これに準じる世帯主 ②災害により著しく損害を受けた者
6. 介護保険料	①世帯の生計を主として維持する者が、災害により財産について著しい損害を受けた者 ②世帯の生計を主として維持する者が死亡、長期入院、失業等により収入が著しく減少した者 ③世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害等により農作物の不作等により著しく減少した者
7. 後期高齢者医療保険料	①被保険者または、その属する世帯の世帯主が、災害により財産等に損害を受けたとき ②疾病、廃業、失業等により合計所得金額が減少したとき ③被保険者が、前年において分離譲渡に係る譲渡所得を有し、その収入額を同一世帯の属する者に係る債務の返済に充てた場合

※詳しくは本庁町民課にご相談ください。

○税の証明書

町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

★税の証明書が必要なときには、本庁町民課または各支所・出張所で受け付けています。

種類	手数料	必要なもの
所得(課税)証明書	300円/通	①本人確認のための書類(マイナンバーカード、免許証など) ※顔写真なしの場合は2点必要(保険証・年金手帳など) ②代理人の場合は委任状(頼む人の自署と押印があるもの) ③法人の場合は、委任状(会社名、代表者印があるもの)
固定資産税に関する証明書		
納税証明書		
完納証明書		

④ 国民健康保険・後期高齢者医療・年金・介護保険

○国民健康保険

医療保険課【35-1080】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

仁淀川町に住民登録をしている75歳未満の人で、会社などの職場の健康保険に加入している人とその被扶養者及び、生活保護世帯を除くすべての人は、国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

★国保の保険給付は、医療機関での診察のほか、療養費や高額医療費などがあります。

※給付を受けるには、必ず申請が必要です。

種類	内容	手続き締切	必要なもの
①出産育児一時金	出産した世帯に 50 万円支給	出産日から2年以内	①母子健康手帳、②世帯主名義の通帳、③資格情報がわかるもの
②葬祭費	喪主の方に対し3万円支給	葬祭日より2年以内	①葬祭を行ったことが確認できる書類(会葬礼状など) ②資格確認書 ③喪主の方の通帳
③高額療養費	1カ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、超えた部分が払い戻される	通知が届いた日の翌日から2年以内	①資格情報がわかるもの、②世帯主名義の通帳、③役場から送付したお知らせの通知書
④療養費(コルセット)	治療費から自己負担額を差引いた額が払い戻される	治療費を支払った日の翌日から2年以内	①資格情報がわかるもの、②領収書 ③医師の証明書及び装着証明書 ④世帯主名義の通帳

★こんな場合は 14 日以内に届出を

事象	必要なもの
加入するとき	転入したとき
	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき
	健康保険資格喪失連絡票
脱退するとき	子どもが生まれたとき
	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき
	保護廃止(停止)決定通知書
脱退するとき	転出するとき
	資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき
	資格確認書、職場の健康保険の資格情報がわかるもの
脱退するとき	死亡したとき
	資格確認書、会葬礼状など、喪主の方の通帳
	生活保護を受け始めたとき
	資格確認書、保護開始決定通知書
その他	町内での転居や世帯主の変更
	資格確認書
	資格確認書等をなくしたとき
その他	本人確認書類
	修学のため転出するとき
	資格確認書、在学証明書または学生証

※窓口にて手続きをされる際には、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)および、マイナンバーが確認できる書類をご持参ください。

○後期高齢者医療

医療保険課【35-1080】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

後期高齢者医療制度は、「75歳以上の方(生活保護を受けている方を除く)」を対象とした医療制度です。

75歳の誕生日から加入します。加入の届出は必要なく、75歳の誕生日までにご自宅へ資格情報がわかるものが送付されます。

被保険者	自己負担割合
・75歳以上の方および、申請により一定以上の障害があると認められた65歳以上75歳未満の方 ・ただし生活保護の方は除きます。	・1 割負担 ・2 割負担(一定以上の所得のある方) ・3 割負担(現役並みに所得がある方)

※後期高齢者医療保険料は税の項目を参照してください。

★後期高齢者医療制度の保険給付は、医療機関での診察のほか、療養費や高額医療費などがあります。

事象	内容	必要なもの
入院または高額な外来診療を受けるとき	◎ 資格確認書をお持ちの方 申請により自己負担限度額等の適用区分を併記することができます。併記ありの資格確認書を医療機関窓口へ提示することにより、入院時の食事代が軽減され、窓口での医療費の支払いが、それぞれの区分の限度額までに軽減されます。 ◎ マイナ保険証を利用されている方 オンラインで自己負担限度額等の適用区分を確認できますので、手続きは不要です。	資格確認書
医療費が高額になったとき	1カ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、超えた部分が払い戻されます。初回のみ申請手続きが必要ですが、支払口座に変更がなければ、それ以降の手続きは必要ありません。	①資格情報がわかるもの ②被保険者本人の通帳
特定疾病に係る治療を受けるとき	下記の治療を受けている方は、申請により「特定疾病療養受療証」が交付されます ①人工腎臓を実施している慢性腎不全 ②血友病 ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群	①資格確認書またはマイナ保険証 ②医師の意見書など特定疾病であることを証明する書類
コルセット等医療用装具の購入など医療費を全額支払ったとき	申請により、その費用を審査し認められた分について自己負担額を差し引いた額が払い戻されます。	①資格情報がわかるもの ②被保険者本人の通帳 ③領収書 ④医師の証明書及び装着証明書
死亡したとき	申請により、葬祭を行った喪主の方に対して葬祭費(3万円)が支給されます。	①死亡した方の資格確認書 ②葬祭を行ったことが確認できる書類(会葬礼状等) ③喪主の方の通帳
交通事故など第三者の行為によって治療を受けるとき	届出をすることにより、後期高齢者医療保険を使って治療を受けることができます。この場合に行った保険給付については、後期高齢者医療が一時的に立て替え払いをし、後から加害者に請求します。	資格情報がわかるもの

○後期高齢者医療

医療保険課【35-1080】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

★後期高齢者医療制度の保険給付は、医療機関での診察のほか、療養費や高額医療費などがあります。(つづき)

事象	内容	必要なもの
自損事故により治療を受けるとき	届出をすることにより、後期高齢者医療保険を使って治療を受けることができます。	資格情報がわかるもの

※届出にきた方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

★こんな場合は届出を

事象	必要なもの
県外から転入したとき	前住所地で発行された負担区分等証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)通知書
65歳以上75歳未満の方で一定以上の障害があり、後期高齢者医療制度に加入することを希望するとき	障害の状態を確認できる書類(国民年金証書、障害者手帳など)
県外へ転出するとき	資格確認書(負担区分証明書の交付を受けて、転出先の市町村窓口へ提出してください。)
生活保護を受けるようになったとき	①資格確認書、②保護開始決定通知書
65歳以上75歳未満の方で後期高齢者医療制度から脱退を希望するとき	資格確認書
資格確認書などをなくしたとき	本人確認書類
氏名・住所・世帯などに変更があったとき	資格確認書

※届出にきた方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

○年金

医療保険課【35-1080】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】
名野川出張所【36-0020】 長者出張所【32-1708】

日本国内に住所のある20歳～59歳の方は、国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の加入者は次のように分けられます。

種類	加入者	備考
第1号被保険者	自営業、農林漁業、学生、無職など	保険料は自分で納めます
第2号被保険者	会社員(厚生年金)、公務員(共済組合)など	保険料は勤務先の給料などから天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	保険料は配偶者が加入している厚生年金や共済組合から拠出されます。
任意加入被保険者	・年金の受給資格期間を満たしていない60歳以上 70 歳未満の方 ・40 年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない 60 歳以上 65 歳未満の方 ※老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていないこと、現在厚生年金保険・共済組合などに加入していないことも必須要件になります。 ※海外に居住する方も国民年金に任意加入することができますので、希望する方は担当課へご相談ください。	

★主な年金の給付

年金名	受給条件等
老齢基礎年金	年金を10年以上(免除期間などを含む)納めた人などが、原則65歳から受けられます。 20歳から60歳まで保険料をすべて納めれば満額受給できます。
障害基礎年金	国民年金に加入中に初診日のある病気やケガで、障害年金等級表 1・2 級の状態になった時に申請することで受給できます。(老齢基礎年金をすでに受給している場合は支給されません) ※納付要件がありますのでまずはご相談ください。
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合、その方によって生計が維持されていた「子のある妻」または「子」が受給できます。 その場合の「子」とは、18歳到達年度の末日までの方、または1・2級の障害がある20歳までの方です。※納付要件がありますのでまずはご相談ください。

★こんな場合は 14 日以内に届出を

事象	必要なもの
勤め先を退職されたとき	厚生年金資格喪失連絡票
配偶者の扶養から外れたとき	扶養から外れた日が確認できる書類
任意加入するとき	通帳、通帳のお届け印
第1号被保険者が国外に転出するとき	
保険料を納めるのが困難な時(納付免除申請)	離職票など
産前産後の保険料を免除したいとき	母子手帳
保険料の納付を口座振替にしたいとき	通帳、通帳のお届け印
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書
生活保護が廃止となったとき	保護廃止決定通知書

※窓口で手続きをされる際には、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)、基礎年金番号通知書または年金手帳を持参してください。

※平成 31 年 4 月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。

出産をされる第 1 号被保険者の方は、届出により出産月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産月の3カ月前から6カ月間)の国民年金保険料が免除されます。この期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。出産予定日の6カ月前から届出することができ、出産後でも届出は可能です。お早めの届出をおすすめします。

●年金についてのお問い合わせ

【全般について】

年金ダイヤル(ナビダイヤル)……………0570-05-1165

【給付証明書などの交付、振込通知書、源泉徴収票の再交付などについて】

日本年金機構(高知西年金事務所)……088-875-1717

○介護保険 医療保険課【35-1080】 地域包括支援センター【35-0880】
仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した福祉サービスと保健医療サービスを総合的に安心して利用できる制度です。

★利用できる方

被保険者	対象者	要件
第1号被保険者	65歳以上	町から要介護認定を受けた方(寝たきりや認知症などにより日常生活に支援が必要な方)
第2号被保険者	40歳～64歳	介護保険の対象となる「特定疾病」が原因で要介護認定を受けた方

※介護保険料は税の項目を参照してください。

★認定について

内容	方法等	必要なものなど
申請	本人または家族が役場に申請する	申請書、介護保険被保険者証
訪問調査	調査員が自宅等を訪問し本人や家族から聞き取り調査します。	
主治医の意見書作成	主治医に心身の状態について意見書を作成してもらいます。	
介護認定審査会	調査や主治医の意見書等により認定するかどうか審査します。	
認定		

★サービス内容について

名称	内容	備考
在宅サービス	訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス	
地域密着型サービス	グループホームなど	
施設サービス	特別養護老人ホーム	食費、居住費、日常生活費などの費用は、介護保険サービスの対象とはなりません。(減免となる場合があります。)
福祉用具購入費支給	上限額 10 万円／1 年 (7～9割補助)	
居宅介護住宅改修	上限額 20 万円／1 棟 (7～9 割補助)	対象は手すりの取付などで、事前に申請が必要です。また改修費が高額になる場合は別の補助制度が利用できる場合がありますので、まずは相談してください。
高額介護サービス費	世帯ごとに1月に支払った自己負担が高額となった場合に、払い戻しがあります。	払い戻し額は世帯の課税状況によります。
介護用品支給	要介護4・5の方で在宅介護を受けている住民税本人非課税の方に介護用品(紙おむつ等)を支給します。	60,000 円／年

⑤福祉

○福祉

健康福祉課【35-0888】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】

★高齢者に対する主な制度・サービス

名称	内容	備考
給食配食サービス	調理の困難な高齢者へ食事を提供し、同時に安否確認を行います	負担が必要です。
緊急通報装置や火災警報器の設置	緊急事態に対応するため、コールセンターと通話できる装置の設置を行います。	
老人日常生活用具給付事業	概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者などに対し、電磁調理器や火災報知器、自動消火器等を給付します。	負担が必要な場合があります。
地域タクシー券交付	1年間に500円×20枚(タクシー券)を交付します。 対象者は75歳以上の在宅の方で次に該当しない方 ①仁淀川町福祉及び介護タクシー利用料金並びに自動車燃料購入費助成事業の対象者 ②病院や施設に入院・入所している方	
高齢者生活福祉センター「みやび苑」「なごみの里」	60歳以上のひとり暮らしまたは、夫婦のみの世帯の方等、生活することに不安のある方に対し、必要に応じ住居を提供します。	負担が必要な場合があります。

★障害者に対する手帳について

名称	内容
身体障害者手帳	障害の等級は1～6級となっています。 障害の内容には、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能・そしゃく機能、肢体不自由、脳原性運動機能、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能があります。
療育手帳	障害の等級はA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)となっています。 高知県立療育福祉センターまたは幡多児童相談所において知的障害があると判定された方に交付されます。
精神障害者保健福祉手帳	障害の等級は1～3級となっています。 精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に困窮が生じている人を対象にしており、高知県知事から交付されます。

★障害者に対する主な制度・サービス

名称	内容	対象者	申請に必要なもの
障害児福祉手当	14,850円／月 ※5・8・11・2月に支給されます。	20歳未満の身体または知的精神に著しい障害があり常時、介護を必要とする児童	①診断書、②印鑑 ③戸籍謄本、④住民票 ⑤手帳、⑥通帳等
特別児童扶養手当	1級障害 55,350円／月 2級障害 36,860円／月 ※4・8・11月に支給されます。	知的障害または身体障害が一定の状態にある児童を監護する父母または父母に代わってその児童を療育している人	①印鑑、②戸籍謄本 ③所得証明書 ④療育手帳または身体障害者手帳、⑤診断書、⑥通帳、 ⑦マイナンバーカード(本人・家族)
特別障害者手当	28,840円／月 ※5・8・11・2月に支給されます。	20歳以上の重度の障害を有し、常時、特別な介護を必要とする人に支給されます。	①診断書、②印鑑 ③公的年金等の前年度受給額が確認できるもの ④戸籍謄本、⑤住民票 ⑥マイナンバーカード(本人・家族)
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患で通院されている方が、安定して治療を受けることができるように、自己負担額が軽減されます。	精神疾患により継続的な通院による治療を受けている人	①診断書 ②健康保険証(本人・家族) ③公的年金等の前年度受給額が確認できる書類 ④マイナンバーカード(本人・家族)
自立支援医療 (更生医療・育成医療)	障害のある人の医療費の一部を助成します。	身体障害者手帳を持っており、一定の治療をうけその効果が確実に期待できる方 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害【心臓、腎臓、肝臓、小腸機能障害】、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	①身体障害者手帳 ②医師の意見書、③医療費概算額明細書 ④健康保険証(本人・家族) ⑤公的年金等の前年度受給額が確認できる書類 ⑥マイナンバーカード(本人・家族)
福祉医療費助成制度 (重度心身障害者)	保険が適用される医療を受けたとき、医療費の自己負担を助成します。	・重度の知的障害者【療育手帳A1・A2】 ・重度の身体障害者【身体障害者手帳1～2級】 ・身体に相当の障害を有した18歳未満の知的障害児【身体障害者手帳3～4級B1】 ただし、65歳以上で新たに重度障害者の認定を受けた方は、町民税非課税世帯の方のみ対象	①身体障害者手帳または療育手帳 ②保険証

★障害者に対する主な制度・サービス(つづき)

名称	内容	対象者	申請に必要なもの
高知県重度心身障害児療育手当	7,300円/月 ※7・11・3月に支給されます。	特別児童扶養手当1級相当の障害状態(障害児福祉手当の支給を受けていないこと)	①印鑑、②通帳 ③障害の程度のわかるもの(特別児童扶養手当認定通知書の写し、または手帳の写し等) ④障害児福祉手当不支給証明書 ⑤世帯全員の住民票 ⑥マイナンバーカード(本人・家族)
補装具の支給	身体機能を補う補装具の購入や修理の費用を支給します。 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、盲人安全つえ、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、義眼、眼鏡、重度障害者用伝達装置	その部位の身体障害者手帳をお持ちの方 介護保険が利用できる場合は、介護保険が優先されます。	①身体障害者手帳 ②印鑑 補装具の種類により、医師による判定が必要です。
日常生活用具の支給	障害者等の日常生活を容易にするための用具を給付します。 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、難病の方 用具ごとに支給の基準があります。	①各手帳 ②印鑑
福祉用具の貸与	障害者等の日常生活を容易にするための用具を貸与します。 介護用具、自立生活支援用具	障害者手帳をお持ちの方、難病の方 用具ごとに支給の基準があります。	①各手帳 ②印鑑 介護保険や補装具、日常生活用具が利用できる場合は、それらが優先されます。

【次のページに続く。】

★障害者に対する主な制度・サービス(つづき)

名称	内容	対象者	申請に必要なもの
福祉タクシー・ガソリン券・介護タクシー券交付	福祉タクシー券 500円×40枚／年 福祉ガソリン券 500円×30枚／年 介護タクシー券 500円×80枚／年	在宅で生活する方で、次のいずれかに該当する方 福祉タクシー・ガソリン券 ①身体障害者手帳(1・2級)、下肢、体幹または移動機能障害のある障害程度が1～3級の方 ②精神障害者保健福祉手帳(1～2級) ③療育手帳A1、A2 介護タクシー券 ① 身体障害者手帳(1・2級)で下肢・体幹、移動機能障害があり、外出時に車イスが必要な方 ② 要介護 4、5 の認定を受けたもので、外出時に車イスが必要な方 ただし、以下の方は対象外 ・病院や施設に入院・入所している方	各手帳 (1)身体障害者手帳 (2)精神障害者保健福祉手帳 (3)療育手帳 (4)介護保険証

○生活保護

健康福祉課【35-0888】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】

内容	対象者	手続き時期・期限
・衣食など日常生活への生活扶助 ・義務教育に必要な教材費などの教育扶助 ・地代、家賃などの住宅扶助 ・病気、けがの入院や治療のための医療扶助 ・技能修得、就職の準備のための生業扶助 ・介護、出産、葬祭に対する扶助	病気やけが、失業などで生活や医療にお困りの方で、生活を支えるために利用できる資産、能力、扶養義務者からの援助などを利用しても、なお生活に困窮している方	随時

⑥ 健康・医療

○妊娠したら

名称	内容	備考
妊娠届・母子健康手帳	妊娠がわかったら早めに産婦人科を受診しましょう。また医師からの指示が出たら、妊娠届を出しましょう。窓口で母子健康手帳を交付します。 母子健康手帳は妊娠初期からの健康管理記録になります。	健康福祉課 35-0888
妊婦一般健康診査	妊娠中の健康診査等のうち14回分の費用に助成があります。母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票」等をお渡しします。県内の医療機関で使うことができます。 県外の医療機関で受診される方はお問い合わせください。また町外で交付された受診券は利用できませんので交換の手続きが必要です。	
妊婦相談	保健師による家庭訪問や窓口・電話での相談を受け付けています。栄養に関することや出産・子育ての相談にもお答えしています。	
産前訪問	保健師と助産師が妊婦さんのお宅に伺って、お産に備えての準備や相談に応じます。また随時保健師による相談も受け付けています。	
子育て支援センター	子ども同士、大人同士、友達の輪を広げよう。季節の行事や楽しいイベントがいっぱい。素敵な仲間づくりのお手伝いをします。	子育て支援センター 35-0433

○乳幼児等医療費の助成

医療保険課【35-1080】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】

・お子さんが医療機関にかかった場合に医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	本人負担額	助成方法
0歳～18歳 (高校卒業まで)	0円 一部対象外があります	県内の場合は、医療機関の受付で保険証と併せて受給者証を提示してください。 県外の場合は、一旦お支払いいただき、①領収書、②印鑑、③受給者証、④振込口座の分かるものを持参し、役場窓口へお越しください。

【手続きが必要な場合】

内容	必要なもの
お子さんが生まれたとき	①お子さんの保険証、印鑑
小学校に入学したとき	
高校に入学した時	
転入してきたとき	①お子さんの保険証、②印鑑、③保護者の前住所地の所得課税証明書
住所、氏名が変わったとき	①受給者証、②印鑑
保険証が変わったとき	①受給者証、②印鑑、③新しい保険証

○赤ちゃんの健康管理
健康福祉課【35-0888】

名称	内容
乳児一般健康診査	乳児健康診査の2回分の費用に助成があります。満1歳の誕生日の前日まで有効です。県内の医療機関で 사용할 ことができます。 県外の医療機関で受診される方はお問い合わせください。 また町外で交付された受診券は利用できませんので交換の手続きが必要です。
新生児聴覚検査	生後2～4日目に赤ちゃんが受ける聴覚検査の費用を助成します。
産婦健康診査	産後2週間と産後1カ月の2回の健診費用を助成します。産後のこころとからだの回復状況を確認や、不安な気持ちや悩みを相談できる機会です。
産後ケア	お母さんの心身のケアと育児の支援を目的に、自宅への訪問(訪問型)、施設における(宿泊型)および通所(通所型)により、一人ひとりの悩みに応じて一緒に改善策を考えて支援していきます。
乳幼児健診	乳幼児健診は身体発育及び精神発達のチェック、病気の早期発見、保護者も含めた心理的な問題や育児に関する様々な相談に応じるなど、子どもを健やかに育てることを目的に実施しています。 ① 乳児健診 【対象: 3カ月～1歳未満のお子さん】 ② 1歳6カ月児健診【対象: 1歳6カ月～2歳のお子さん】 ③ 2歳児健診 【対象: 2歳6カ月～3歳のお子さん】 ④ 3歳児健診 【対象: 3歳6カ月～4歳のお子さん】
育児相談	乳幼児の子育てや成長・発達・栄養に関する相談を行っています。
フッ素塗布	1歳6カ月健診、2歳児健診、3歳児健診時に歯科検診とフッ素塗布を行っています。
離乳食教室	妊婦さんから乳幼児の保護者を対象に栄養士や保健師による講習会を年に2回行っています。
分娩待機費用等支援	出産に伴う分娩施設取り扱い施設までの交通費(往復分)及び出産時の入院までの待機のための分娩取り扱い施設や近隣の宿泊施設の宿泊費の一部を助成します。

○こどもの予防接種

健康福祉課【35-0888】

予防接種を受ける前に

- 必ず母子健康手帳を持っていきましょう。
- 健康状態のよいときに受けましょう。
- 当日の朝の体温を測っておきましょう。
- 事前に医療機関へ予約しておきましょう。
- 子どもの健康状態をよく知っている家族の方が連れていきましょう。
- 予診票はお子さんを診て接種されるお医者さんへの大切な情報です。責任をもって記入しましょう。
- 定期予防接種(対象者・接種期間が決まっているもの)は、無料です。【対象年齢以外の実費となります】

★小児定期予防接種について

種別		標準的な接種時期と回数	料金
Hib		初回:生後2～7カ月 以降、27～56日の間隔をおいて計3回接種 追加:初回接種終了後、7～13カ月の間隔をおいて1回接種	無料
小児肺炎球菌		初回:生後2～7カ月 以降、生後12カ月までに27日以上の間隔をおいて計3回接種（2回目、3回目は生後24カ月に至るまでに接種） 追加:初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12～15カ月に達するまでの間に1回接種	
B型肝炎		1回目、2回目:生後2カ月～9カ月に至るまでの間に、27日以上の間隔をおいて2回接種 3回目:1回目から139日以上の間隔をおいて1回接種	
ロタウイルス		1回目:生後 6 週以降 2回目:4 週以上の間隔をあけて生後 24 週までに完了(1 価ワクチン) 2 回目、3 回目:4 週間以上の間隔をあけて生後 32 週までに完了(5 価ワクチン)	
5 種 混 合	ジフテリア 百日せき ポリオ 破傷風 ヒブ	1期初回:生後3カ月に達した時～生後12カ月に達するまでの間に20～56日の間隔をおいて3回接種 1期追加:1期初回接種終了後、12～18カ月の間隔をおいて1回接種	
		2期(ジフテリア、破傷風の2種混合):11歳～12歳に達するまでの間に1回接種	
		BCG	
麻疹風疹混合		1期:生後12カ月～24カ月に至るまでの間に1回接種 2期:5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間(4/1～3/31)に1回接種	
水痘		1回目:生後12カ月～15カ月に至るまでの間に1回接種 2回目:1回目の接種終了後、6～12カ月の間隔をおいて1回接種	
日本脳炎		1期初回:3歳に達した時から4歳に達するまでの間に6～28日の間隔をおいて計2回接種 1期追加:1期初回接種終了後、約1年の間隔をおいて1回接種 2期:9歳に達した時から10歳に達するまでの間に1回接種	

○こどもの予防接種(つづき)

★小児定期予防接種について

種別	標準的な接種時期と回数	料金
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸ガン)	2価:13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間に3回接種(1カ月の間隔を置いて2回、1回目の注射から6カ月の間隔を置いて1回) 4価:13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間に3回接種(2カ月の間隔を置いて2回、1回目の注射から6カ月の間隔を置いて1回) 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子を対象としたキャッチアップ接種を実施(令和4年4月から令和7年3月まで) 9価:13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間に3回接種1カ月の間隔を置いて2回、2回目接種から3カ月以上の間隔を置いて1回) ※平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子を対象としたキャッチアップ接種を実施_令和7年3月までに1回以上接種された方は、令和8年3月まで助成期間が延長となりました。	無料

○大人の予防接種、健康診査 健康福祉課【35-0888】

種別	対象者	回数	料金
季節性インフルエンザ	・65歳以上の方 ・60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 ※上記の対象者で生活保護受給者の方は「自己負担金免除証明書」の手続きをすれば無料で接種できます。	1回	1,100円
高齢者肺炎球菌	・65歳となる日の属する年度の4/1～3/31の間にある方(令和7年3月31日まで) ・60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 ※これまで肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は接種することができない ※上記の対象者で生活保護受給者の方は「自己負担金免除証明書」の手続きをすれば無料で接種できます。	1回	2,000円
新型コロナウイルスワクチン	・65歳以上の方 ・60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 ※上記の対象者で生活保護受給者の方は「自己負担金免除証明書」の手続きをすれば無料で接種できます。	1回	3,300円

○大人の予防接種、健康診査(つづき)

種別	対象者	回数	料金
帯状疱疹ワクチン	・65歳以上の方 ・60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 ※上記の対象者で生活保護受給者の方は「自己負担金免除証明書」の手続きをすれば無料で接種できます。 ・令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳となる方も対象となります。 ・100歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象となります。 ※過去に任意接種として、終了されている方は対象になりません。組換えワクチンを1回任意接種されている方は、残りの接種は定期接種の対象となります。	生ワクチン 1回	生ワクチン 3,000円
		組換えワクチン 2回	組換えワクチン 7,000円

生活習慣病予防のために、1年に1回は検診を受け、健康な毎日を過ごしましょう。

種類	内容	対象者
特定健康診査(集団)(個別)	身体測定、血圧測定、	40～74歳までの国保加入者・生活保護受給者、各医療保険に加入している方のご家族で受診券をお持ちの方
後期高齢者健康診査(集団)(個別)	検尿、問診、血液検査他	75歳以上の方 65～74歳の方で、後期高齢者(障害)の認定を受けたもの
結核・肺がん検診	胸部X線撮影	40歳以上
胃がん検診(集団)	バリウム検査	40歳以上(前年に胃がん検診(個別)を受けた方は対象外)
胃がん検診(個別)	胃内視鏡検査	50歳以上(2年に1回)
大腸がん検診	検便2日法	40歳以上
乳がん検診(集団)(個別)	マンモグラフィー	40歳以上の女性(2年に1回)
子宮頸がん検診(集団)(個別)	細胞診	20歳以上の女性(2年に1回)
前立腺がん検診	血液検査	50歳以上の男性(医療機関へ前立腺で通院中の方は対象外)
肝炎ウィルス検査		40歳になる方、または肝炎ウィルス検査を受けたことがない方
ピロリ菌抗体検査		40歳以上で、過去に検査や除菌治療を受けたことがない方

★医療機関

医療機関名	所在地	電話
安部病院	〒781-1611 仁淀川町岩丸 102	34-2011
大崎診療所	〒781-1501 仁淀川町大崎 300	(内科)35-0211 (歯科)35-1001
酒井医院	〒781-1606 仁淀川町土居甲 941	34-2037
中内歯科診療所	〒781-1801 仁淀川町森 2577-18	32-1013
仁淀診療所	〒781-1801 仁淀川町森 2577-3	32-1125

⑦ 子育て・教育

○子育て支援

健康福祉課【35-0888】 仁淀地域課【32-1132】 池川地域課【34-2112】

※入学応援手当、高等学校等通学給付金

教育委員会【35-0019】

名称	内容	申請に必要なものなど													
児童手当 ※本庁舎では町民課【35-1088】が対応	子どもが18歳到達後の3月31日(高校生年代)まで養育している方に支給されます。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>支給月額</th></tr><tr><td rowspan="2">3歳未満</td><td>第1子・第2子</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">3歳以上～ 高校生年代まで</td><td>第1子・第2子</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>30,000 円</td></tr></table>	区 分		支給月額	3歳未満	第1子・第2子	15,000 円	第3子以降	30,000 円	3歳以上～ 高校生年代まで	第1子・第2子	10,000 円	第3子以降	30,000 円	①保険証(受給者) ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) ③振込口座の分かるもの ④マイナンバーが確認できるもの(受給者・配偶者・児童) ※上記以外にも必要となる資料がある場合があります。
区 分		支給月額													
3歳未満	第1子・第2子	15,000 円													
	第3子以降	30,000 円													
3歳以上～ 高校生年代まで	第1子・第2子	10,000 円													
	第3子以降	30,000 円													
児童扶養手当	父親または母親がいない家庭で、18歳に達した年度の3月31日(障害のある場合は20才未満)までの児童・生徒を養育している方に支給されます。(※所得制限があります。) <table><tr><th>区 分</th><th>支給月額</th></tr><tr><td>第1子</td><td>11,010円 ～ 46,690 円</td></tr><tr><td>第2子以降加算額</td><td>5,520円 ～ 11,030 円</td></tr></table>	区 分	支給月額	第1子	11,010円 ～ 46,690 円	第2子以降加算額	5,520円 ～ 11,030 円	①印鑑 ②年金手帳 ③振込口座の分かるもの ※上記以外にも必要となる資料がある場合があります。							
区 分	支給月額														
第1子	11,010円 ～ 46,690 円														
第2子以降加算額	5,520円 ～ 11,030 円														
特別児童扶養手当	精神または身体に重度の障害がある20歳未満の子どもを家庭で監護、養育している父母等に支給されます。 <table><tr><th>区 分</th><th>1級</th><th>2級</th></tr><tr><td>支給額</td><td>55,350 円</td><td>36,860 円</td></tr></table>	区 分	1級	2級	支給額	55,350 円	36,860 円	①印鑑、②療育手帳等、 ③振込口座の分かるものなど ※所得制限があります。							
区 分	1級	2級													
支給額	55,350 円	36,860 円													
出産応援手当	少子化対策の一つとして、出産応援手当を支給しています。 <table><tr><th>区 分</th><th>1人につき</th></tr><tr><td>支給額</td><td>100,000 円</td></tr></table>	区 分	1人につき	支給額	100,000 円	①申請書									
区 分	1人につき														
支給額	100,000 円														
入学応援手当	就学通知と一緒に(1月)に申請書が配布されますので、必要事項を記入し3ヶ月以内(3月末まで)に提出してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>小学校入学時</th><th>中学校入学時</th></tr><tr><td>支給額</td><td>30,000 円</td><td>50,000 円</td></tr></table>	区 分	小学校入学時	中学校入学時	支給額	30,000 円	50,000 円	①申請書							
区 分	小学校入学時	中学校入学時													
支給額	30,000 円	50,000 円													
高等学校等通学給付金	申請書に必要事項を記載し、5月末までに提出してください。 <table><tr><th>支給額</th><th>30,000 円／月</th></tr></table>	支給額	30,000 円／月	①チェックシート ②申請書 ③住民票謄本											
支給額	30,000 円／月														
夜間中学校通学給付金	申請書に必要事項を記載し、提出してください。 <table><tr><th>支給額</th><th>30,000 円／月</th></tr></table>	支給額	30,000 円／月	④通学届出に関する学校長の証明 ⑤通学経路確認書											
支給額	30,000 円／月														

○子育て支援(つづき)

名称	内容		問い合わせ先等		
就学支援給付金	①高等学校等	30,000 円／年額	①申請書 ②在学証明書 ③振込口座の分かるもの		
	②大学・専門学校等	50,000 円／年額			
子育て支援センター	妊娠中の方や子育て中の方の悩みや不安を解消し、楽しく子育てができるように支援するところです。		子育て支援センター 35-0433		
	住所	〒781-1501 仁淀川町大崎 158 (大崎保育所の隣)			
	TEL・FAX	35-0433			
	利用時間	9:30～12:00、13:30～16:00			
	休館日	土日祝日、年末年始(12/29～1/3)			
※ひろばの活動については、広報によど川、おたよりや電話等でご確認ください。					
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭となった方や寡婦の方の生活を安定していただくために各種資金の貸付を行っています。			高知県児童家庭課 088-823-9654 中央西福祉保健所 0889-22-1247	
	種類	内容	限度額		利率
	生活	ひとり親家庭となって7年未満でかつ、技能習得・失業中などの生活費補給資金	105,000 円／月		0～1.0%
	技能習得	技能や資格を得るための資金	68,000 円／月 運転免許 460,000 円		
	就職支度金	就職に直接必要な洋服・履物等の購入資金	100,000 円 車購入 330,000 円		
	医療介護	医療または介護を受けるための資金	医療 340,000 円 介護 500,000 円		
	住宅	建築・改築・修理等に必要の資金	1,500,000 円		
	転宅	引越しに必要な資金	260,000 円		
	事業開始	起業するために必要な資金	2,870,000 円		
	事業継続	事業の継続に必要な運転資金	1,440,000 円		
	就学支度	子どもの入学に必要な制服などの購入資金	63,100～590,000 円		0%
	修学	子どもが高校・大学等に修学するための資金	27,000 円／月 ～96,000 円／月		
	修業	子どもが事業や就職に必要な技能等習得資金	68,000 円／月 運転免許 460,000 円		
	結婚	子どもが結婚するのに必要な資金	300,000 円		0～1.0%

○保育所・こども園 教育委員会【35-0019】

新年度(4月)からの入所受付期間は前年度の12月より受付予定です。

また、年度途中の入所にも対応しますので、早めに保育所・認定こども園にご相談ください。

★保育所・認定こども園 一覧

保育所・認定こども園名	住所	電話番号	開所時間
池川こども園	〒781-1606 仁淀川町土居甲 1190	34-2427	7:30-18:30(月～金) 7:30-13:00(土)
大崎保育所	〒781-1501 仁淀川町大崎 158	35-0152	7:30-18:30(月～金) 7:30-12:30(土)
ふたば保育所	〒781-1801 仁淀川町森 4279-1	32-1021	

★保育料

町では、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、平成30年4月1日から、町内に住所を有し現に居住している世帯の方については、保育料の無償化を行っています。

★その他のサービス

事業名	内容
一時預かり (池川こども園のみ)	①非定型的保育(就労形態の多様化に伴う一時的) ②緊急保育(保護者の傷病等による緊急時) ③私的利用保育(保護者のリフレッシュ等)などに対応します。

○小中学校 教育委員会【35-0019】

★入学の手続き

学校	準備等
小学校	①入学する前年の9月ごろに就学時健診の通知を送付しますので、指定した日時に受診してください。 ②入学する年の1月に就学通知書を送付しますので、入学式にご持参ください。
中学校	①入学する年の1月に就学通知書を送付しますので、入学式にご持参ください。

【次のページに続く。】

○小中学校 教育委員会【35-0019】（つづき）

★次の場合は教育委員会へ届け出てください。

事象	備考
①1月末までに入学通知書が届かない場合 や内容に誤りがある場合	
②指定された学校以外に就学を希望する場合	①転居の予定がある場合 ②家庭の事情による場合 ③その他教育委員会が相当と認める場合など ※認められない場合もありますので、教育委員会に早めに相談してください。

★転校の手続き

事象	備考
町内での引越	引越するときは、転居先の校区の学校に転校する必要があります。今まで通学していた学校に申し出てください。
町外への引越	学校で書類をもらったら、役場等で転居や転出入の手続きを行い、転居先の学校及び、教育委員会の指示に従ってください。

※ただし、今までの学校へ通学したい場合などは、教育委員会へご相談ください。

★就学援助

経済的理由によって、就学（教育を受けるために学校へ行くこと）が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な学用品などの経費について援助をします。

援助の内容	申請の方法
①学用品費 ②校外活動費 ③修学旅行費 ④クラブ活動費 ⑤生徒会費 ⑥PTA会費など	学校に申請用紙がありますので、必要事項をご記入の上、学校へ提出してください。審査のうえ決定いたします。 また、クラブ活動用品等の購入に関する領収書は必ず取っておいてください。 （領収書がなければ、援助できない場合があります。）

★教育相談

6歳～15歳までの学齢期にあるお子さんの、発達障害や不登校、問題行動等の相談に応じます。
教育委員会まで気軽にご相談ください。

★学校給食

町では、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、令和4年4月1日から、町内小中学校の児童・生徒の学校給食費の無償化を行っています。

【次のページに続く。】

★町内学校一覧

学校名	住所	電話
池川小学校	〒781-1606 仁淀川町土居甲 927	34-3025
別府小学校	〒781-1801 仁淀川町森 2457	32-1017
池川中学校	〒781-1610 仁淀川町竹ノ谷 940	34-2147
仁淀中学校	〒781-1804 仁淀川町川渡 214	32-1012

★放課後子ども教室

保護者の労働等により放課後や夏休み等に保護をけることが困難な児童を預かります。

区分	内容
対象児童	小学生 ※放課後に保護者または、これに代わる者が家庭にいない児童で入会を希望する方など
開設日	①月～金(平常授業日)、②学校振替日、③夏休み等の期間中など ※教室によって開設日時が異なります。詳しくは教育委員会にお問い合わせください。
開設時間	①平日授業日(放課後～17:30まで)、②学校振替日、③夏休み等の期間中(8:30～17:30まで) ※教室によって開設時間が異なります。詳しくは教育委員会にお問い合わせください。
会費	利用料 2,000円/月【8月は5,000円】 ※同世帯で同時に子ども教室を利用する場合は2人目以降1,000円/月【8月は2,500円】

★放課後こども教室一覧

教室名	住所	申込先
池川子ども教室	仁淀川町土居甲 927 池川小学校クラブハウス内	教育委員会 35-0019
長者子ども教室(休会中)	仁淀川町長者乙 2506 旧長者小学校内	
別府子ども教室	仁淀川町森 2457 別府小学校内	

※各教室の申込み定員(5～30名)によって、教室開設を行います。

※定員に達しない場合には開設できない場合があります。

★仁淀川町ファミリーサポートセンター事業(恒常的、臨時的な子どもの一時預かりや送迎など)

	内容
依頼会員 (預かりの対象年齢)	町内に住民登録がある者、又は町内に勤務している者で、下記の対象年齢の子どもと同居する保護者。(預かりの対象年齢:生後2カ月以上・高校3年生以下の子ども。)
援助会員	町内に居住。20歳以上の者で、安全に子どもを預かることができること。センターが実施する研修を修了した者または同等な研修等を修了した者であること。※2日間の研修必須
両方会員	依頼会員、援助会員を兼ねる者。
活動時間	原則、午前7時から午後7時まで。土日も活動可能。
報酬額	1時間あたり 600円(病児、病後児の場合は700円) 年末年始(12/29～1/3)は700円(病児、病後児の場合は800円) ※援助活動に対するお礼の意味です。
問い合わせ先	仁淀川町ファミリーサポートセンター(合同会社防災ネットワークによどがわ内) 080-2988-3655

○奨学金 教育委員会【35-0019】

優れた素質と向上心を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒または学生に対し、修学支援のため奨学金を貸与します。他の奨学金との併用も可能です。

項目	内容												
対象者	①仁淀川町在住(2年以上)している者の子 ②次の学校に籍を置く者 高等学校(特別支援学校を含む、通信制を除く。)、高等専門学校(1年次～3年次まで)、専修学校(高等課程)												
貸付条件・金額	①無利子 ②貸与期間は正規の就学期間以内 <table><tr><th>区分</th><th>貸与月額</th><th>貸付期間</th></tr><tr><td>高等学校</td><td rowspan="3">60,000 円 以内</td><td rowspan="3">1 年次から3年次</td></tr><tr><td>高等専門学校</td></tr><tr><td>専修学校(学校教育法第124条に定めるもの【高等課程】)</td></tr></table> ※町内から通学の方には、通学給付金として 30, 000円の給付制度あり。(P. 33)			区分	貸与月額	貸付期間	高等学校	60,000 円 以内	1 年次から3年次	高等専門学校	専修学校(学校教育法第124条に定めるもの【高等課程】)		
区分	貸与月額	貸付期間											
高等学校	60,000 円 以内	1 年次から3年次											
高等専門学校													
専修学校(学校教育法第124条に定めるもの【高等課程】)													
返還期間	卒業後1年経過した後に償還開始 <table><tr><th>貸与額合計</th><th>償還期間(最大)</th></tr><tr><td>300,000 円以下</td><td>7 年</td></tr><tr><td>300,001～ 900,000 円</td><td>10 年</td></tr><tr><td>900,001～2,300,000 円</td><td>15 年</td></tr><tr><td>2,300,001 円以上</td><td>20 年</td></tr></table> ※繰上返還することができます。			貸与額合計	償還期間(最大)	300,000 円以下	7 年	300,001～ 900,000 円	10 年	900,001～2,300,000 円	15 年	2,300,001 円以上	20 年
貸与額合計	償還期間(最大)												
300,000 円以下	7 年												
300,001～ 900,000 円	10 年												
900,001～2,300,000 円	15 年												
2,300,001 円以上	20 年												
申込方法	以下のものを4月 20 日までに教育委員会へ提出してください。 ①奨学資金貸付願、②成績証明書(新規申込み)、③滞納状況確認同意書												
決定通知等	5 月 20 日までに通知されます。決定通知を受け取った方は、以下の書類を教育委員会へ提出してください。 ①奨学資金借用誓約書(保証人2名)、②保証人2名の印鑑証明書 ③支払金口座振替依頼書、④在学証明書												
その他	継続する方は、毎年度初めに在学証明書を教育委員会に提出してください。												

○奨学金等返還支援補助金 教育委員会【35-0019】

人材確保と若者の定住促進を目的に、奨学金の返還額を補助します。

項目	内容
補助内容	奨学金等の返還額分を(年間上限:18万円、期間上限:15年)補助 ※指定資格者(医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士として従事している方)は(年間上限:24万円、期間上限:15年)補助
要件	以下の要件をすべて満たしていること ①仁淀川町に住所を有し、補助金の交付を受ける年度の末日まで居住すること ②奨学金等の貸与を受けて進学した方 ③就労している方(勤務地は問いません。) ④奨学金等の返還を行っている若しくは、返還を開始する方 ⑤奨学金と町税等滞納していない方 ⑥町内に申請後5年以上定住する見込みの方 ⑦転勤等により一時的に町内に住民登録した方でないこと
流れ	①前年度内奨学金返還完了→②交付申請→③審査→④交付決定→⑤口座振込
注意事項	①地方税法第294条第3項の定めにより、町外へ町民税等を納めている方は対象となりません。 ②居住開始日や就職日の都合により、申請年度内における町内居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、減額されます。また町外へ転出や離職した場合も同様に減額されます。
申請方法	申請書を郵送または、持参により教育委員会へ提出してください。

○生涯学習 教育委員会【35-0019】

★図書室について

名称	電話	開室・開館日時等	住所
仁淀川町交流センター図書室	20-9922	【開室】10:00~18:00 【休室】水曜、祝日、年末年始、 毎月第4金曜日(資料整理日) 毎年1週間程度、委員会で定める日(資料特別整理期間)	〒781-1501 仁淀川町大崎 460-1
仁淀川町役場 1階図書コーナー	35-0019	8:30~17:15 年中無休	〒781-1592 仁淀川町大崎 200
池川保健福祉センター図書室	34-2480	8:30~17:15	〒781-1606 仁淀川町土居甲 921-1
長者出張所図書室	32-1708	【休館】土日、祝日、年末年始	〒781-1911 仁淀川町長者乙 2502-4

★体育施設について

名称	住所	電話	名称	住所	電話
町民運動場	藤ノ野 647-4	35-0019	旧名野川小学校 グラウンド・体育館	名野川 450	34-0019
旧吾川中学校 グラウンド・体育館	大崎 300		池川スポーツセンター	土居甲 839	
			池川山村広場	土居甲 662-2	

※この他にも小中学校の施設が利用できる場合があります。詳しくは教育委員会までお問い合わせください。

★文化サークルや体育サークルについて

(1)文化サークル

名称	内容	活動日時	活動場所
吾川歌謡クラブ	歌謡	第 1,3 水 19:00-22:00	仁淀川町交流センター
池川歌謡会	歌謡	第 2,4 水 19:00-22:00	池川コミュニティセンター
池川混声合唱団	コーラス	木 19:00-21:30	池川コミュニティセンター
マーダサンガ(大崎組)	マーダ	木 17:30-19:30	仁淀川町交流センター
高知岳風会大崎支部	詩吟	火 19:00-22:00	仁淀川町交流センター
高知岳風会別府教場	詩吟	水 19:00-21:00	仁淀多目的研修集会施設
高知岳風会長者教場	詩吟	木 19:00-21:00	泉川多目的集会施設
岳風会一声和合地区池川支部	詩吟	火 19:00-21:00	池川コミュニティセンター
日本陽心流剣詩舞道黎陽館大崎教室	剣詩舞	月 18:00-22:00	大崎地域集会所
四国民舞輪の会吾川支部(輪の会)	舞踊	木 9:00-11:30	名野川自然環境活用センター
池川民踊クラブ	民舞	不定期	
しあわせクラブ	踊り	木	川渡コミュニティセンター
仁淀和太鼓一圓想	和太鼓	水 19:30-20:30	泉川多目的集会施設
玄蕃太鼓振興会	和太鼓	不定期	旧大崎小学校体育館
生け花教室	生け花	第 1,3 水 14:30-18:00	仁淀川町交流センター
土峰流いけ花(池川)	生け花	第 2,4 金 14:30-19:30 土 9:30-17:00	先生宅(竹ノ谷)
土峰流活花	生け花	毎月第 3 火曜日	仁淀多目的研修集会施設
スイートピーサークル	手芸	隔月1回 13:00-14:30	仁淀川町交流センター
藪柑子俳句会	俳句	第 2 木 12:00-15:30	仁淀川町交流センター
仁淀俳句会	俳句	毎月 5 日 2 時間ほど	仁淀多目的研修集会施設
仁淀川町墨の会	書道	木 18:30-21:00	大崎地域集会所
仁淀川町囲碁クラブ	囲碁	第 4 土 9:00-15:00	大崎地域集会所
パステル画	パステル画	第 1,3 木 13:30-15:30	池川コミュニティセンター
仁淀陶芸クラブ	陶芸	不定期	森創作館
絵手紙愛好会	絵手紙	月1回	自宅
長者吹奏楽団	演奏	不定期	長者複合集会施設
仁淀書道クラブ	書道	水 19:00-21:00	仁淀多目的研修集会施設
池川文化協会写真部	写真	不定期	
仁淀川町落語研究会	落語	不定期	

(2)体育サークル

クラブ	名称	活動内容	活動場所	活動時間	年会費
さくら	名野川スカッシュ	スカッシュ ソフトバレー	旧吾川中体育館	火・金・土 19:00-22:00	一般 3,500 円 シルバー 1,800 円 ジュニア 中学生以下 1,500 円
	吾川バドミントン	バドミントン		水 19:30-22:00	
	ソフトボール部	ソフトボール	町民運動場	火・木 18:00-21:30	
	ゲートボール部	ゲートボール			
	健康運動教室	ストレッチ、体操	交流センター 3F	月 19:00-20:00	
	あそぼうクラブ	運動・遊び (小学生以下)	旧寺村小体育館	平日 18:00-21:00 土日 9:00-21:00	
清流	バレーボール部	バレーボール	池川体育館	月・金 19:30-21:30	一般 3,000 円
	スカッシュバレーボール部	スカッシュバレー		休部中	
	バドミントン部	バドミントン		水・土 20:00-22:00	
	ソフトバレーボール部	4人制ソフトバレー		休部中	
		6人制ソフトバレー		木 20:00-21:30	
	卓球部	卓球		休部中	高齢者 2,000 円
	あそバド倶楽部	バドミントン	池川体育館 用居体育館	火 19:30-21:30 日 13:00-15:00	
	用居バレーボール部	バレーボール	用居体育館	金 20:00-22:00	
	ゲートボール部	ゲートボール	すぱーく吾北	木・土 13:00-17:00	
	ソフトボール部	ソフトボール	池川山村広場	不定期	高校生以下 1,500 円
	子ども会ソフト	小学生ソフトボール		火・木 17:00-19:30 日 9:00-12:00	
	サッカー部	サッカー、フットサル	旧吾川中体育館	水 17:30-19:00	
	ヨガ部	ヨガ	上土居多目的集会施設	月 19:00-20:15	
仁淀	池川パワージュニアーズ	小学生バレーボール	池川小体育館 池川体育館	水・金 18:00-20:00 土 9:00-12:00	
	仁淀川町サッカースクール	小学生サッカー	池川山村広場	月・金 17:00-19:00	
	いきり隊	ソフトバレー	別府小体育館	金 19:00-21:00	一般 3,000 円
	だんだんよ	バレーボール	仁淀中体育館	木 19:00-21:00	
	森ソフトバレー	ソフトバレー	別府小体育館	火 19:30-21:00	
	仁淀ブルージュニア	小学生ソフトボール	別府小運動場	月・水・金 17:00-19:00	シルバー 2,500 円
	川渡ゲートボール	ゲートボール	川渡ゲートボール場	土 13:00-16:00	
	スマイルマンディ	スカッシュバレー	別府小体育館	月・木 19:30-21:30	高校生以下 1,500 円
	長者バドミントン	バドミントン	長者小体育館	火・土 19:00-22:00	
	トレーニング教室	筋力トレーニング	仁淀中体育館	不定期	
	なないろ	よさこい	旧名野川小体育館	火・木・(土)19:00-20:30	
	仁淀剣道クラブ	剣道	仁淀中体育館	火 18:00-20:00	

(1)国指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
無形民俗 文化財	昭 55.1.28	名野川磐門神楽	名野川	「注連の舞」に始まり「白開の舞」、「一番神の舞」など16演目
	昭 55.1.28	池川神楽	土居甲	文禄2年(1593)「神代神楽記」に土佐の神楽としては最古のものと記されている。14演目
		安居神楽	成川	寛永2年(1790)の神楽本、天保9年(1838)の神楽面が資料として残る。15演目
無形文化財 (工芸技術)	昭 52.6.1	土佐清帳紙(手漉き和紙)	岩戸	楮を原料とし、楮皮を石灰煮熟という土佐独特の手法で処理
有形文化財 (美術工芸品)	平 22.6.29	養花院「木造菩薩座像」	竹ノ谷	高知県内最古の木彫仏 奈良時代後期(760年代)の造像
天然記念物	昭 61.2.25	大引割・小引割	鳥形山	チャート(珪岩)にできた2本の亀裂

(2)県指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
無形民俗 文化財	昭 37.1.26	秋葉神社祭礼練り	別枝	毎年2月 11 日に開催される土佐三大祭りの一つ。秋葉神社の祭礼
	昭 40.6.18	川又の花鳥踊り	大植	18人で念仏を含む18演目を円陣で勇壮絢爛に踊る
無形文化財 (工芸技術)	昭 55.5.13	土佐清帳紙(手漉き和紙)	岩戸	楮を原料とし、楮皮を石灰煮熟という土佐独特の手法で処理
		狩山障子紙(手漉き和紙)	楮原	伝統的製紙法による土佐和紙のひとつ
天然記念物	昭 28.1.29	大藪のひがん桜 (ひょうたん桜)	桜	樹齢 500 年、樹高 30m、根元廻り 8mの桜
		長者の大銀杏	長者	樹齢 1,200 年、樹高 15m、根元廻り 12m、目通り 11mの銀杏

(3)町指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
無形民俗 文化財	昭 49.11.28	都の太鼓踊り	都	安徳天皇御陵参考地で奉納される太鼓踊り、毎年旧暦 8 月 22 日に奉納される
	平 3.3.28	椿山太鼓踊り	椿山	椿山に伝わる落人伝説から平家の武将や公達の霊を慰める踊りとして伝えられる。氏仏堂で 6 月 20 日に始まり年 5 回奉納される
有形文化財 (建造物)	昭 48.6.1	泉の番所	泉	間口 2 間、奥行1間の切妻造り
有形文化財 (美術工芸)	昭 49.11.28	十王堂の木像と厨子	長者	十王像10体、桧材、一木造、彩色像、像高47cm
	昭 49.11.28	法泉寺の木像	別枝	聖観音立像、桧材、寄木造、彩色像、像高 1m
	平 16.12.10	寺村観音堂「聖観音立像」	寺村	平安時代の造像、像高 76cm
		大崎八幡宮 「正八幡宮御本尊御神体」 「武田剣花菱家紋付手鏡」	大崎	天正14年(1586 年)の建立時に奉納された御神体と手鏡
		峠ノ越大師堂 「女神像2体・神像・神馬像」	峠の越	東輝山願成寺などから集められ祀られている
		鷲ノ巣阿弥陀堂 「阿弥陀如来立像」	鷲ノ巣	この立像の後背裏墨書銘には「奉彩色阿弥陀一体/鷲巣大旦那蔵ノ尉/天正15年丁亥7月1日」とある
		峯岩戸鳳乗寺 「奉納経」	峯岩戸	享保12・13年、文政12年、天保2年及び年代不詳の7冊の納経帳
		津江片岡氏伝承 「夜着・布団表地」	津江	長宗我部国親の娘と元親の娘が落ち延びた際に持参したもの
		下名野川清水寺観音堂 「鰐口」	下名野川	環流山清寺(文亀年間【1501-03】し土豪片岡氏の従僧松州郁和尚の開山)のものとされる
	平 17.7.26	池川町古文書	土居甲	古いものでは「土佐国吾川部池川村検帖天正18年12月13日」等
	平 25.4.22	下有実馬頭観音堂「鰐口」	岩丸	陰刻には応仁元年 1467 年【室町時代】が見られる
有形民俗 文化財	昭 55.4.1	郷土民俗館所蔵の民具	高瀬	江戸初期からの遺産 623 品目、2,140 点を展示
	平 16.12.10	津江片岡氏伝承 「長曾我部陣太鼓・膳」	津江	片岡光綱が出陣のときに使ったものだといわれている

(3)町指定文化財(つづき)

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
保護記念物 (天然記念物)	平 8.10.14	別枝イトザクラ (中越家のしだれ桜)	別枝	別枝村庄屋中越家、中越信記氏が植樹したもの
	平 17.7.26	用居大杉	用居	樹齢 500 年、樹高 44m、胸高樹囲 7.5m
保護記念物 (史跡)	平 16.12.10	加牟曾宇城跡	北	標高834mにある山城跡。長宗我部氏とその配下の土豪片岡氏とが伊予をけん制するために建てた城跡
	平 17.7.26	天明逃散集合の地	土居甲	天明7年(1787年)に行われた紙一揆の集合場所

(4)国登録文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
有形文化財 (建造物)	平 16.3.2	西田家住宅「蔵」	土居甲	大正6年、平入2階建土蔵
		橋本家住宅「石垣及び塀」	土居甲	昭和初期、貝文と七宝文の浮彫模様
		善法寺「本堂」	土居甲	明治初期、入母屋造
		久喜橋	久喜	昭和10年、沈下橋
	平 17.7.12	川口橋	川口	昭和10年、レンガ造橋脚や幾何学的デザインが特徴

⑧ 生活・環境・まちづくり

○ごみ・リサイクル

町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

注意	①ごみは出す日を間違わないように【可燃・不燃・カン・ペットボトルは指定袋あり】。 ②仁淀川町ごみ分別一覧表により必ず分別すること。 ※「ごみの分け方出し方(令和6年8月)」「雑がみパンフレット」を参考にしてください。 ③収集日当日の朝8時までに出しましょう(前日には出してはいけません)。 ④事業系ごみ(営業や業務上のごみ)は収集しません。 ⑤決められた方法以外で出した場合は収集しません。各自で回収してください。 ⑥通行止めや台風・積雪等により収集できない場合があります。 ⑦ごみの焼却や不法投棄は絶対にしないように。 ⑧ごみの減量とリサイクルにご協力ください。 ※詳しくは「仁淀川町ごみ分別一覧表・ごみ収集日程表」を参照してください。
----	---

★ごみ関連補助金

名称	対象者	対象経費	備考
生ごみ処理機 購入費補助金	町内在住で、処理機を町内で購入し使用される方	購入価格の1/2(上限3万円)	
ごみ集積箱 購入費補助金	地区	指定ごみ収集場所に設置する集積箱の購入費 8/10(上限5万円)	

★家電のリサイクル

家電リサイクル法により、家電製品のうち、テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機の6品目は回収が義務付けられており、廃棄する場合は、所有者が引き取り料金を支払わなければなりません。

引き取り料金等、詳しいことはお近くの電気店にお問い合わせください。

★ごみの持ち込み

事業系ごみや収集日以外に出したいごみは、直接清掃センターに持ち込むことができます。

項目	内容
受入場所	〒789-1203 高岡郡佐川町丙 2827 高吾北清掃センター
受付日	月～金(土日祝日及び1/1～3は休み)
受入時間	8:30～16:00
料金	40円/5kg
持込可能なごみ	①可燃ごみ、②不燃ごみ、③粗大ごみ、④資源ごみ
持込できないごみ	①産業廃棄物、②処理困難物(自動車部品など)、③医療廃棄物、④パソコン、 ⑤特定家庭用機器(テレビやエアコンなど)、⑥フロンガス使用の小型家電(除湿器など)

○住宅関連

★町営住宅

項目	内容
住宅の種類	①公営住宅、②特定公共賃貸住宅、③町立住宅、④移住者用住宅、⑤シェアハウス(短期滞在型)
入居の条件	住宅によって条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。
申込み、お問い合わせ	①②③は町民課【35-1088】、仁淀地域課【32-1111】、池川地域課【34-2111】 ④⑤は企画振興課【35-1082】

★住宅等の助成制度

木造住宅の耐震化や町産木材の利用促進などに助成制度があります。

制度を利用されるにあたって、**助成の条件がありますので、担当課に必ずお問い合わせください。**

名称	対象者	対象経費等	担当課
住宅耐震改修費等補助金	昭和56年 5 月 31 日以前に建築された住宅を耐震される方	①耐震診断 木造(自己負担なし/棟) 非木造(上限 30,000 円/棟) ②耐震設計(上限 356,000 円/棟) ③耐震改修(上限 1,650,000 円/棟)	総務課 35-0111
空家対策総合支援事業費補助金	特定空家と認定された空家の所有者(所有者が死亡の場合は法定相続人)	空家の除却工事に要する費用(対象:税抜金額)4/5(上限 100 万円) ※ただし、家財道具、機械、車両の処分等は除く。	
「町産材の家」推進事業補助金	町産の乾燥材を使用した木造住宅を建築される方	①高知県の「こうち木の住まいづくり助成事業」に該当する新築 町内業者 200 万円+商品券 30 万円 町外業者 150 万円+商品券 30 万円 ②それ以外の新築、増改築 町内業者 10 万円/㎡(上限 75 万円) 町外業者 6.7 万円/㎡(上限 50 万円)	企画振興課 35-1082
移住者住宅改修費等補助金	移住者に家を貸すために住宅を改修する方	以下の経費を合計した額(上限 110 万円) ①居住部分の改修費等 8/10(上限 100 万円) ②住宅の荷物整理 10/10(上限 10 万円)	
移住支援補助金	移住者の方(Uターン、Iターン、婚姻も含む)	以下の経費の合計した額(上限5万円) ①空家等を借りる場合の書類作成費用 ②引越しに要する費用	

○犬・猫関係

町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

★犬を飼う

項目	内容
犬の登録	犬を飼われるときは登録が必要です。 また飼い主の住所が変わったときや飼い犬の飼い主が変わったとき、飼い犬が死亡したとき、マイクロチップを装着したときは届出をしてください。
狂犬病予防注射	生後91日以上の子犬は、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。毎年春に町内を巡回して予防注射を行っています。また、動物病院でも登録や予防注射が受けられます。

★地域猫活動推進事業費補助金

町内の地域猫活動団体が行う、飼い主のいない猫の不妊手術の費用に対し、補助金を交付します。

名称	対象者	対象費用等	担当課
地域猫活動推進事業費補助金	町内で活動している地域猫活動団体	飼い主のいない猫の不妊手術等 ○オス猫 1 匹につき 8,000 円 ○メス猫 1 匹につき 12,000 円 ※ただし、手術費用が補助金額未満の場合は、その手術費用を上限とする。	町民課 35-1088 仁淀地域課32-1111 池川地域課34-2111

○墓地等 町民課【35-1088】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

★火葬場

名称	住所	電話	火葬許可申請先
高吾苑	〒789-1203 高岡郡佐川町丙 2789-2	0889-22-4544	町民課 仁淀地域課 池川地域課

★墓地の新設・廃止・改葬

墓地を新設したり、廃止・改葬する場合は必ず事前に申請を行い、許可を受けなければなりません。
詳しくは中央西福祉保健所(0889-22-1286)へお問い合わせください。

○里山森林整備事業

農林課【35-1083】 仁淀地域課【32-1113】 池川地域課【34-2114】

雑木林等を、地域が自らの手で快適な生活環境の確保と、集落維持を目的として伐採することに助成します。

具体例	範囲等	上限面積
①家屋や公的施設にかぶさるなど影響のある雑木林等を伐採する場合	建物から50m以内の範囲	10a
②家屋や公的施設に直接影響がないが、雑木林等を伐採する場合	建物から 50～100m以内の範囲	20a
③公道(里道含む)において見通しの悪い雑木林を全伐する場合	公道から 30m以内の範囲	30a
④農地の周辺において営農に影響のある雑木林を全伐する場合	農地から 30m以内の範囲	30a
⑤河川や溪谷の周辺において、取水や周辺環境に影響のある雑木林を全伐する場合	河川から 50m以内の範囲	30a
⑥地区を代表する景勝地周辺において、景観に影響する雑木林等を全伐する場合	景勝地から 50m以内の範囲 (ただし、改善されない場合はその限りではない。)	30a

○道 路 建設課【35-1085】

項目	具体例	申請内容
町管理道や町管理道の隣接地の形状を変える工事をしたい	①町管理道の法面や隣接地を埋め立てる ②家の出入りのための歩道を切り下げる ③家庭等の排水管を道路側溝に取り付ける	道路工事の施工承認
町管理道(敷地)を使用したい	①町管理道の地下に排水管を埋める ②工事などに伴う足場など一時的に町管理道を使用する ③道路の上空に看板を張り出す	町管理道の占用許可

★水道・下水道の届出・相談

次のような場合には、連絡してください。なお、町の下水道に接続されている場合には、水道と下水道を同時に使用開始・中止します。

項目	届出内容等
使用を開始するとき	①住所、②使用者名、③使用開始日、④電話番号
使用を中止するとき	①住所、②使用者名、③中止日、④電話番号、⑤水栓番号
使用者の名義が変わるとき	①変更日、②新旧の使用者名
所有者の名義が変わるとき	①変更日、②新旧の所有者名
家を建てるとき、解体するとき	ご連絡ください。
家を購入し、所有者が変わったとき	
給水装置の改造等を行う場合	

★故障・水漏れのときは

家中の蛇口をすべて閉めてもメーターが少しでも回っていたらどこかで水が漏れています。漏水した水の料金は使用者の負担となりますので、すぐに仁淀川町水道事業指定給水装置工事業業者へ修理の依頼をしてください。

項目	内容
路上等での水漏れ	役場へ連絡ください。
宅地内での水漏れ	仁淀川町水道事業指定給水装置工事業業者(次頁 一覧表あり)へ連絡ください。

★水道料金

(1)基本料金(税込み)

●基本料金		●超過料金	
水量	金額	水量	金額/m ³
8m ³ まで	710 円	1m ³ につき	114 円

(2)水道加入金

量水器口径	加入金
20mm以下	100,000 円 (町負担でメーター設置)
20mmを超えるもの	50,000 円 (使用者負担でメーター設置)

●1 カ月あたりの料金の目安(税込み)

使用水量	料金
8 m ³ まで	710 円
1 0 m ³	940 円
1 5 m ³	1,510 円
2 0 m ³	2,080 円
2 5 m ³	2,650 円
3 0 m ³	3,230 円

★料金の支払い

項目	内容
納付書払	指定金融機関並びにコンビニエンスストア、PayPay、d払い請求書払い、auPAY 請求書払いで支払いができます。
口座振替	指定金融機関での手続きが必要です。申込用紙は金融機関に備え付けてあります。各金融機関で申し込んでください。

★指定給水装置工事事業者

	事業者(あいうえお順)	住所	電話番号
町内	AIN 電設	〒781-1606 仁淀川町土居甲 1043	34-3833
	(有)大谷組	〒781-1511 仁淀川町寺村 1837	35-1032
	岡林㊤商店	〒781-1511 仁淀川町寺村 1017	35-0423
	栄宝生建設(株)	〒781-1606 仁淀川町土居甲 941	34-2104
	(有)新西設備	〒781-1801 仁淀川町森 7178	32-2312
	(株)西森建設	〒781-1911 仁淀川町長者乙 2190	32-1732
	(有)西森土建	〒781-1803 仁淀川町別枝 2504-ホ	32-2128
	(株)仁淀工業	〒781-1803 仁淀川町別枝 2663-10	32-1651
	(有)吉永土建	〒781-1804 仁淀川町川渡 1-1	32-1128
町外	一一設備工業(株)	〒781-8132 高知市一宮東町 5-23-12	088-845-5555
	(株)関西設備	〒781-5101 高知市布師田 3961-10	088-846-2222
	(株)高南設備工業	〒780-0965 高知市福井町 2187-1	088-822-2480
	(株)佐川水道	〒789-1202 高岡郡佐川町乙 36-1	0889-22-0390
	(株)城南タイハイ	〒780-8010 高知市棧橋通 6-8-39	088-833-6363
	(株)クラシアン	〒222-0033 横浜市港北区新横浜一丁目 2 番地 1	045-473-8181
	丸平工業(株)	〒780-0051 高知市愛宕町 3 丁目 13 番 3 号	088-824-4937
	(有)水源	〒789-1202 高岡郡佐川町乙 2119-8	0889-22-4312
	(株)津島工業	〒780-8085 高知市大谷公園町 20 番 23-13 号	088-843-8940
	(株)中島工務店	〒781-0804 高知市日の出町 6 番 9 号	088-885-5005
	西森設備	〒789-1202 高岡郡佐川町乙 1871-16	0889-22-0178
	(株)日東水道	〒780-8014 高知市塩屋崎町1-12-6	088-832-6084
	日進設備工業株式会社	〒780-0815 高知市百石町 4 丁目 11 番 6	088-831-5000
	(株)富士水道工務店	〒780-0806 高知市知寄町 1-4-4	088-882-6032
	(株)宮崎造工	〒781-5103 高知市大津乙 2432-1	088-866-5950
	百田設備	〒781-5453 香南市香我美町山北 964 番地 2	0887-54-3004
	山憲設備(有)	〒781-8040 高知市神田 362-3	088-822-2480
	(株)山忠	〒780-0072 高知市杉井流 8-13	088-884-8005
	株式会社 ハマグチ	〒781-0270 高知市長浜 1850 番地 5	088-842-4214
	トータルリペア KST	〒780-0806 高知市鶴来巢 12-7	080-4030-4676

※令和7年4月1日現在

★農業集落排水施設

住みよい環境を創るため、現在、田村・久喜地区(吾川)、森地区(仁淀)では農業用用水の水質保全を目的とする農業集落排水施設で処理を行っています。

★下水道料金

(1)基本料金

一般家庭	世帯割	1,500 円
	人数割	300 円／人
業務用	基本額(20m ³ まで)	2,600 円
	超過料金	150円／m ³

令和 5 年 10 月 1 日より上記料金に消費税を加算したのになります。

(2)分担金

対象	加入金
家屋1戸	100,000 円

●1カ月あたりの料金の目安

①一般家庭

世帯人数	料金
1 人	1,980 円
2 人	2,310 円
3 人	2,640 円
4 人	2,970 円
5 人	3,300 円
6 人	3,630 円

②業務用

使用水量	料金
10m ³	2,860 円
20m ³	2,860 円
30m ³	4,510 円

★指定排水事業者

	事業者(あいうえお順)	住所	電話番号
町内	(株)仁淀工業	〒781-1803 仁淀川町別枝 2663-10	32-1651
	(有)新西設備	〒781-1801 仁淀川町森 7178	32-2312
町外	有限会社 三宮商事	〒781-1301 高岡郡越知町越知甲 1745 番地 1	0889-26-0221
	(株)日東水道	〒780-8014 高知市塩屋崎町1丁目 12-6	088-832-6084
	(株)富士水道工務店	〒780-0806 高知市知寄町 1-4-4	088-882-6032
	紀和工業(株)	〒780-8016 高知市南ノ丸町 12-16	088-832-2155
	(有)水源	〒789-1202 高岡郡佐川町乙 2119-8	0889-22-4312
	(株)城南タイハイ	〒780-8010 高知市棧橋通6丁目 8-39	088-833-6363
	VER TECHNO(株)	〒780-0056 高知市北本町4丁目 3-25 和ビル 3 階	088-885-5511
	百田設備	〒781-5453 香南市香我美町山北 964 番地 2	0887-54-3004
	株式会社 山忠	〒780-0072 高知市杉井流 8 番 13 号	088-884-8005

※令和7年4月1日現在

生活排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るために合併処理浄化槽を設置することや、合併処理浄化槽の設置に伴い既存にある単独処理浄化槽を撤去することに対して補助金を交付します。

項目	内容													
対象地域	農業集落排水施設の整備地区以外の町内全域。 (農業集落排水施設は田村・久喜(吾川)、森(仁淀)です。)													
助成条件	専用住宅または居住部分に係る延べ床面積が 1/2 以上の併用住宅 <table><tr><th>区分</th><th>人槽区分</th><th>限度額</th></tr><tr><td rowspan="3">合併処理浄化槽</td><td>5人槽</td><td>332,000 円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>414,000 円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>548,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去</td><td>90,000 円</td></tr></table> ※合併処理浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去補助金は、合併処理浄化槽の設置と単独処理浄化槽の撤去に要する費用の合計がその設置に対する補助金の限度額を超えた場合に、90,000 円を加えた額を限度額とします。 ※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る工事に附帯して行う宅内配管費にも補助金が交付されます。詳細につきましては、担当課にお問い合わせください。	区分	人槽区分	限度額	合併処理浄化槽	5人槽	332,000 円	6～7人槽	414,000 円	8～10人槽	548,000 円	合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去		90,000 円
区分	人槽区分	限度額												
合併処理浄化槽	5人槽	332,000 円												
	6～7人槽	414,000 円												
	8～10人槽	548,000 円												
合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去		90,000 円												

町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与することを目的として、発展性をもって町内で起業する新規創業者に対して補助金を交付します。

制度を利用されるにあたって、**助成の条件がありますので、担当課に必ずお問い合わせください。**

名称	対象者	対象経費等	担当課
創業支援事業費補助金	①町内に事務所を設置し、または設置しようとしている者 ②町内に住所を有する者 ③計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者	起業するうえで必要な経費 8/10(上限 100 万円) ※ただし、事業者に対する補助金の交付は、1 回限りとする。	企画振興課 35-1082

○地域づくり補助金

地域の維持及び活性化の推進を図るために、以下の事業の一部を補助します。

事業種目	内容	補助率	担当課
集落整備事業	集落の基盤整備や生活環境の向上に資する事業	10/10 以内 ただし、街路灯の新設及び取替えについては原材料の 10/10 以内	総務課 35-0111 企画振興課 35-1082 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111
地域防災活動事業	自主的な地域防災対策を推進し災害に強い地域づくりに資する事業		総務課 35-0111 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111
消防施設整備事業	防火水槽、防火用堰堤、消火栓の新設及び更新		
消防設備整備事業	消火栓用ホース収納ボックス、消火栓用ホース、筒先など消火活動に必要な器具の新設・更新	8/10 以内	
コミュニティ事業	地域のコミュニティ活動の促進を図り、自治組織の活性化に資する事業	10/10 以内	企画振興課 35-1082 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111
地域活性化事業	地域の活性化に資する活動等の事業		
地域づくり支援事業	高知県が実施する地域づくり支援に関する補助事業に係る事業		
環境保全事業	森を育て水を守る啓発活動等を行う事業		農林課 35-1083 仁淀地域課 32-1113 池川地域課 34-2114
生活道等整備事業	集落内で生活に直接関係する道路新設及び改良事業(上限500万円)	0～200 万円(10/10 以内) 200～500 万円(9/10 以内)	建設課 35-1085
	作業道の新設及び改良事業(上限300万円)	0～100 万円(10/10 以内) 100～300 万円(9/10 以内)	
集会施設整備事業	集会施設の新築・改修・改築・除却等	8/10 以内	企画振興課 35-1082 仁淀地域課 32-1111 池川地域課 34-2111
	集会施設の環境整備に係わる備品購入等		
テレビ共聴施設整備事業	天災などによる損壊の修繕	負担 3,000 円/戸 を超える部分は 10/10 以内	企画振興課 35-1082
	老朽化に伴う修繕	負担 10,000 円/戸 を超える部分は 10/10 以内	
	共聴施設への追加加入	町民(負担 1 万円/戸) 以外(負担 3.5 万円/戸) を超える部分は 10/10 以内	
特認事業	上記以外の事業で、要綱の目的に合致し、町長が特に認めた事業	10/10 以内	

⑨ 農林業・商工業

○農林業関連

農林課【35-1083】 仁淀地域課【32-1113】 池川地域課【34-2114】

★農地の贈与、売買、賃借、転用

項目	手続き
①農地を贈与、売買、賃借する場合	手続き(農地転用など)が必要です。
②用途変更(農地を住宅や駐車場などへ転用する場合)	※その土地が「仁淀川町農業振興地域の「農用地区域」に指定されている場合は、上記手続の前にその区域から除外手続が必要です。

※詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

★農業者のための主な補助事業

町では、農業者のみなさんに様々な補助事業を実施しています。積極的にご活用ください。

名称	事業内容	要件	補助率等
鳥獣被害対策総合補助金	新規狩猟者 確保事業	仁淀川町に住所を有する者で ①狩猟免許試験合格者 ②狩猟免許試験申込み時の診断書の取得に要する経費 ③猟銃所持許可取得者	①上限 10,000 円 ②上限 2,000 円 ③上限 37,000 円
	防護柵 設置事業	仁淀川町に農地を有する者で 町内の農作地に設置する防護柵(ネット柵、トタン柵等)の資材購入に要する経費(※送料は対象外)	1/2 (上限 10 万円)
石垣ハウス 建築補助	石垣ハウスを建築に対し補助する	町内に石垣ハウスを建築し5年以上使用すること(※補助は1度のみ)	8/10 (上限 40 万円)
新規就農 推進事業費補助	新規就農希望者に対する就農前から営農開始に至るまでの実践研修への補助	就農に対し意欲があり次の要件に当てはまる方 ①研修開始時に65歳未満 ②仁淀川町に住んでいる ③研修終了後に仁淀川町で就農するなど	研修期間(1~2年) ①研修者への手当 上限 150,000 円/月 ②受入農家への支援 上限 50,000 円/月

○農林業関連

農林課【35-1083】 仁淀地域課【32-1113】 池川地域課【34-2114】

★農業者のための主な補助事業(つづき)

名称	事業内容	要件	補助率等
中山間 直接支払交付金	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために補助を行うもの ①農業生産活動等を継続するための活動を行う場合 (単価の8割を補助) ②体制整備のための前向きな活動を行う場合 (単価の10割を補助)	集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する農業者の団体	①田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a ②畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a ③草地 急傾斜 10,500 円/10a 緩傾斜 3,000 円/10a 寒冷地 1,500 円/10a ④採草放牧地 急傾斜 1,000 円/10a 緩傾斜 300 円/10a

※上記以外にも、様々な補助事業がありますので、お気軽にお問い合わせください。

★林業研修制度

仁淀川町では、林業に関する知識や技術を習得する優れた人材を育成し、仁淀川町の林業、木材産業へ従事することを目的とし、仁淀川町林業家育成研修事業により林業研修生を募集しています。

名称	事業内容	要件等	補助率等
林業体験ツアー	年3回程度、2泊3日の日程で林業の現場視察や体験、林業企業との交流会を行います。	林業に興味のある方 定員:15名程度	①参加費無料 ②交通費支給 (上限2万円) ③宿泊費無料 (宿泊先指定)
林業研修生制度	実際の現場で1年間研修を行い、1年後に町内の林業事業体へ就職するもの。 必要な資格の取得も行います。	①仁淀川町に住所を置く事 ②18歳以上 ③性別・経験は不問 ④研修終了後、最低2年間は町内の林業分野で就業すること	①研修者への手当 170,000 円/月 ②研修者の家賃は無料

★林業者のための主な補助事業

名称	事業内容	要件	補助率等
緊急間伐 総合支援事業	作業道開設 (1ha以上の間伐実施)	①幅員 1.5m ②幅員 2.0m ③幅員 2.5m	①1,000 円/m ②1,600 円/m ③2,000 円/m

★林業者のための主な補助事業(つづき)

名称	事業内容	要件	補助率等
緊急間伐 総合支援事業	搬出間伐	スギ:7(31~35 年生)~14(66~70 年生)齢級の人工林 ヒノキ:7(31~35 年生)~18(86~90 年生)齢級の人工林	220,000 円/ha
	切捨間伐	3(11~15 年生)齢級の人工林	80,000 円/ha
造林補助事業	作業道開設	①特になし ②森林経営計画認定林	①事業費の36% ②事業費の68%
	搬出間伐・切捨間伐	3(11~15 年生) ~12(56~60 年生)齢級の人工林 【1申請あたり5ha以上】 ①特になし ②森林経営計画認定林	①事業費の36% ②事業費の68%
森の工場活性化 対策事業	①作業道開設 ②搬出間伐 ③搬出間伐(パルプ材)	森の工場認定林 ②70m ³ 未満/ha ③30t 未満/ha ※②③とも 6(26~30 年生) ~12(56~60 年生)齢級の人工林	①事業費の 22% ②1,400 円/m ³ ③500 円/t
間伐・再造林 促進事業	搬出間伐	①造林補助事業の施業計画認定林 ②①以外の人工林	①50,000 円/ha ②100,000 円/ha
	切捨間伐	①造林補助事業及び、緑の環境整備支援交付金の採択を受けた人工林 ②①以外の森林	①10,000 円/ha ②30,000 円/ha
	再造林		県が定める標準単価の100%以内
間伐材等 流通促進事業	木材搬出	町内の民有林を町内の木材引取業者に搬出した場合	750円/m ³

※上記以外にも、様々な補助事業がありますので、お気軽にお問い合わせください。

★その他

名称	事業内容	要件	補助率等
木質パレットストーブ設置補助	パレットストーブの設置に係る費用を補助	仁淀川町に住所を有する者で ①未使用のパレットストーブを購入し、町内に建築された建物内に設置 ②借家の場合は所有者の承諾を受けていること	事業費の 2/3 以内 上限 40 万円

○商工関連 企画振興課【35-1082】 仁淀地域課【32-1113】 池川地域課【34-2114】

★町内の関連事務所

名称	住所	電話番号
仁淀川町商工会	〒781-1501 仁淀川町大崎 460-1	35-0202
仁淀川町観光協会	仁淀川町交流センター内	35-1333

⑩ 議会・選挙・情報発信

○町議会 議会事務局【35-1081】

名称	内容
議会	①定例会(3、6、9、12月に定期的に行われる。) ②臨時会(必要に応じて開催される。)
議会運営委員会・ 常任委員会	議会運営委員会や常任委員会は、議案や請願等を、専門的知識や経験を活かし事前審査を行うための審議機関です。 ①議会運営委員会(議会の運営に関すること) ②総務教育民生常任委員会(総務・教育・民生に関すること) ③産業建設常任委員会(産業・建設に関すること)
特別委員会	特別委員会は、特に必要と認める事項の審査、または調査をするために、その都度議決により設置される臨時的な委員会です。 ①国道439号及び494号改良促進特別委員会 ②議会だより特別委員会 ③議会改革調査特別委員会
議会の傍聴	どなたでも傍聴することができます。団体で希望される場合には、事前に議会事務局へご相談ください。 なお、インターネット映像配信も行っておりますので、当町ホームページをご覧ください。 (「仁淀川町議会映像配信」で検索) 繋がらない方は、議会事務局までご相談ください。
請願・陳情	請願・陳情は町民のみなさんの声を行政に反映させるものです。町議会では提出のされた請願・陳情を審査し、その実現を要望します。 A4用紙横書きで次の内容を記載してください。 ①件名 ②趣旨 ③理由 ④届出年月日 ⑤住所、氏名(団体の場合は、団体名と代表者名)、署名または押印 ⑥宛名は「仁淀川町議会議長」 ⑦複数人で提出する場合は、「ほか○人」と記載して署名簿を添付するか、連署してください。 ⑧請願の場合は、紹介議員の署名または記名・押印が必要です。

選挙の種類	選挙権	被選挙権
町長	満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上仁淀川町に住所のある方	満25歳以上の日本国民
町議会議員		満25歳以上の日本国民で引き続き3カ月以上仁淀川町に住所のある方。
県知事	満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上高知県に住所のある方	満30歳以上の日本国民
県議会議員		満25歳以上の日本国民で引き続き3カ月以上仁淀川町に住所のある方。
衆議院議員	満18歳以上の日本国民	満25歳以上の日本国民
参議院議員		満30歳以上の日本国民

項目	内容
選挙人名簿	選挙人名簿への登録は、定時登録(3、6、9、12月の1日が基準)と選挙時登録があります。
登録資格	町に住所がある満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている方。
投票所入場整理券	選挙前に選挙人の投票所、投票日時を記載した投票所入場整理券を発行します。 なお、入場整理券を持参しなかった場合は本人確認ができれば、投票できます。
期日前投票	投票日に用務などで不在となる場合、公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで選挙人名簿登録地で期日前投票ができます。
不在者投票	病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方や他市町村に滞在している方は施設や滞在先の市区町村で不在者投票ができます。 投票用紙の請求は、選挙期日の前日までにを行う必要があります。
郵便等による不在者投票	身体に重度の障害があるため投票所へ行って投票することが困難な方が、自宅で投票用紙に記載し、仁淀川町選挙管理委員会に郵送することにより投票できる制度です。 あらかじめ届け出をし「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。 投票用紙の請求は、選挙のつど選挙期日の4日前までにを行う必要があります。 ●郵便等による不在者投票を利用することができる方 【身体障害者手帳】 両下肢、体幹、移動機能…1級または2級 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸…1級または3級 免疫、肝臓…1級から3級 【戦傷病者手帳】 両下肢、体幹…特別項症から第2項症 内臓機能…特別項症から第3項症 【介護保険の被保険者証】 要介護状態区分…要介護5

○選 挙 選挙管理委員会(総務課)【35-0111】

(つづき)

項目	内容
郵便等による不在者投票(代理記載)	郵便等による不在者投票を利用できる方のうち下記の条件に該当し自署できない方は、あらかじめ届け出をした代理の方に投票用紙へ記載させることができます。 ●郵便等による不在者投票(代理記載)を利用することができる方 【身体障害者手帳】 上肢、視覚…1級 【戦傷病者手帳】 上肢、視覚…特別項症から第2項症

○情報発信

★主な情報発信媒体

名称	内容	お問い合わせ
広報によど川	町政の動きや施策、町内で行われた行事・イベント開催の案内、お知らせなど、みなさんのくらしに必要な情報や身近な話題を掲載しています。	企画振興課【35-1082】
議会だより	年4回定例会ごとに、議会の内容や活動状況を掲載しています。	議会事務局【35-1081】
ホームページ	役場での手続き、観光・イベント情報、議会の情報など、みなさんの生活に関連する様々な行政情報を掲載しています。 https://www.town.niyodogawa.lg.jp/	総務課【35-0111】

★地区への文書配布等

時期	内容	お問い合わせ
第1木曜日	お知らせ(全戸配布)	総務課【35-0111】
第3木曜日	お知らせ(回覧)	

⑪ 交通安全

○交通安全

総務課【35-0111】 仁淀地域課【32-1111】 池川地域課【34-2111】

★飲酒運転はやめましょう。

道路交通法が改正され、飲酒運転者に罰則が強化されただけでなく、運転する人にお酒を提供した人やお酒を飲んだ人に車を提供した人などに対する罰則が新たに設けられ、飲酒運転に関与した人も厳しく罰せられます。

★高齢者の交通事故を防ぎましょう。

高齢者の事故の特徴としては、「横断歩行中に事故に遭う。」「対向車線にはみ出し事故を起こす。」などが多いという点です。

- 不意の横断を予測して減速、徐行をしましょう。
- 早朝、夕暮時には早めにライトを点灯しましょう。
- 高齢者の動静には特に注意しましょう。

★後部座席でもシートベルトを締めましょう。

- シートベルト非着用者の致死率は、着用時の約14倍程度です。
- 一般道の後部座席のシートベルト着用も平成20年6月から義務づけられています。

★自転車利用時はヘルメットを着用しましょう。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が義務化されました。

★免許証の更新

運転免許証の手続きは、運転免許センターと県内の警察署の免許窓口で手続きができます。

受付場所	受付時間	開館日	備考
免許センター	8:30-9:30 13:00-14:00	月-金、日 (土、祝日、年末年始は休み)	即日交付されます。
警察署(免許窓口)	8:30-11:30 13:00-16:30	月-金 (土日、祝日、年末年始は休み)	後日、講習と交付。

※令和7年3月24日からマイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになりました。

詳細な内容についての連絡先:「高知県運転免許センター(TEL:088-893-1221)」

★免許の返納

病気や加齢により、運転に不安を感じる場合は免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けることで様々なサービスを利用することができます。

受付場所	受付時間	開館日	備考
免許センター	9:30-11:00 13:00-15:30	月-金 (土日、祝日、年末年始は休み)	即日交付されます。
警察署(免許窓口)	8:30-11:00 13:00-16:00		約1月程度かかります。

詳細な内容についての連絡先:「佐川警察署(TEL:0889-22-0110)」

⑫ 各種相談・施設・交通・郵便番号

○各種相談窓口

内容	日時	場所・お問い合わせなど
職業紹介	24時間365日	高知しごとネット https://www.pref.kochi.lg.jp/shigoto/job/
	月～金 8:30～17:15	〒785-0012 須崎市西糺町 4-3 ハローワーク須崎 電話:0889-42-2566
出会い支援	24時間365日	高知で恋しよ!! 応援サイト https://www.koishiyo.pref.kochi.lg.jp/
	日月10:00～17:00 火水木13:00～20:00	〒780-0928 高知市越前町5-5 大同生命高知ビル1F こうち出会いサポートセンター 電話:088-821-8081
行政・人権 ・心配ごと相談	月1回程度 10:00～12:00 詳しい日程は広報等をご確認ください	①吾川地区(大崎地域集会所) 総務課 35-0111 ②仁淀地区(長者出張所ほか) 仁淀地域課 32-1111 ③池川地区(池川コミュニティセンター) 池川地域課 34-2111
交通事故無料 相談	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 高知県庁4F 高知県交通事故相談所 電話:088-823-9578
交通事故無料 面接相談 (弁護士【要予 約】)	月・水・金 13:00～15:30 (1人30分)	〒780-0928 高知市越前町1-5-7高知弁護士会館内 日弁連交通事故相談センター 予約専用電話:088-822-4867 (予約受付) 月～金 10:00～12:00・13:00～16:00

○各種相談窓口

内容	日時	場所・お問い合わせなど
高知弁護士会無料法律相談 (要予約)	毎週金曜日【第5以外】 13:00～16:00 (1人30分)	〒789-1201 高岡郡佐川町甲1650-2 佐川町役場東庁舎2F会議室 予約専用電話:088-822-4867
法テラス高知 月・火・木 借金・金銭トラブル・ 離婚・相続・労働問題等 水 借金・債務整理	13:00～16:00	〒780-0870 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F 電話:0570-078395
法テラス サポートダイヤル	平日9:00～21:00 土 9:00～17:00	電話:0570-078374
相続・遺言・任意後見・離婚給 付(養育費等)・その他各種契 約書類作成等公証法律相談	平日9:00～17:00	〒780-0870 高知市本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル3F 高知合同公証役場 電話:088-823-8601
外国人の生活相談	月～土 9:00～17:00	〒780-0870 高知市本町4-1-37 (公益財団法人)高知県国際交流協会 高知県外国人生活相談センター 相談専用電話:088-821-6440
消費生活相談	月～金・日 9:00～16:45	〒780-0935 高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター2F 高知県立消費生活センター 電話:088-824-0999
労働相談	月～金 8:30～17:15	〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 北庁舎4F 高知県労働委員会事務局 電話:088-821-4645

○町の主な施設

★公民館・集会所等

種類	名称(あいうえお順)	住所	問い合わせ番号
吾川	大崎地域集会所	〒781-1501 仁淀川町大崎 158	35-0111
	大渡コミュニティセンター	〒781-1751 仁淀川町大渡 184-1	35-0111
	下名野川地域集会所	〒781-1762 仁淀川町下名野川 368-4 外	35-0111
	仁淀川町交流センター	〒781-1501 仁淀川町大崎 460-1	35-0202 (仁淀川町商工会)
	寺村地域集会所	〒781-1511 仁淀川町寺村 1240-2	35-0111
	名野川地域集会所	〒781-1741 仁淀川町名野川 424-2	35-0111
	森山地域集会所	〒781-1755 仁淀川町森山 201-2 外	35-0111
仁淀	泉川多目的集会施設	〒781-1915 仁淀川町大植 2988-2	35-0111
	川渡コミュニティセンター	〒781-1804 仁淀川町川渡 95	35-0111
	沢渡多目的集会施設	〒781-1803 仁淀川町別枝 2504-14	35-0111
	長者複合集会施設	〒781-1911 仁淀川町長者乙 2502-4	32-1708
	仁淀多目的研修集会施設	〒781-1801 仁淀川町森 2572-1	32-1111
	別枝上地区多目的集会施設	〒781-1803 仁淀川町別枝 1771	35-0111
	別枝本村多目的集会施設	〒781-1803 仁淀川町別枝 1224	35-0111
池川	池川コミュニティセンター	〒781-1606 仁淀川町土居甲 916-3	34-2111
	瓜生野集会所	〒781-1600 仁淀川町用居丁 440-8	35-0111
	大西地区多目的集会施設	〒781-1614 仁淀川町大西 784-1	35-0111
	大野地区コミュニティセンター	〒781-1617 仁淀川町大野 685-1	35-0111
	檜山集会所	〒781-1628 仁淀川町大屋 758-1	35-0111
	上土居地区多目的集会施設	〒781-1606 仁淀川町土居甲 1033-4	35-0111
	狩山地区多目的集会施設	〒781-1603 仁淀川町日浦 187-2	35-0111
	坂本地区多目的集会施設	〒781-1608 仁淀川町坂本 536-1	35-0111
	椿山交流センター	〒781-1618 仁淀川町椿山 488-1	35-0111
	安居地区多目的集会施設	〒781-1624 仁淀川町土居 88-4	35-0111

○町内の郵便番号

①池川地区		大崎	781-1501
大字	郵便番号	大渡	781-1751
入江谷	781-1621	名野川大平	781-1744
岩柄	781-1615	遅越	781-1534
岩丸	781-1611	加枝	781-1518
池川大渡	781-1612	上名野川	781-1766
大西	781-1614	川口	781-1502
大野	781-1617	北	781-1754
大平	781-1601	北川	781-1746
大屋	781-1628	久喜	781-1531
楮原	781-1602	葛原	781-1517
川内谷	781-1605	崎ノ山	781-1743
北浦	781-1607	桜	781-1505
坂本	781-1608	鹿森	781-1506
竹ノ谷	781-1610	下北川	781-1745
椿山	781-1618	下名野川	781-1762
坪井川	781-1626	宗津	781-1523
土居(その他)	781-1624	竹屋敷	781-1742
土居(甲・乙)	781-1606	橘	781-1758
成川	781-1622	橘谷	781-1503
日浦	781-1603	田村	781-1522
見ノ越	781-1604	津江	781-1765
宮ヶ平	781-1627	潰溜	781-1753
明戸岩	781-1613	寺村	781-1511
用居甲(出丸、舟形、用居)	781-1619	峠ノ越	781-1752
用居乙(瓜生野、折尾、檜谷)	781-1620	中	781-1763
百川内	781-1616	中村	178-1516
吉ヶ成	781-1625	長坂	781-1764
余能	781-1623	長屋	781-1524
寄合	781-1609	名野川	781-1741
上記に記載がない場合	781-1600	二ノ滝	781-1761
②吾川地区		引地	781-1533
大字	郵便番号	藤ノ野	781-1504
相能	781-1532	二子野	781-1535
岩戸	781-1512	本村	781-1521
大板	781-1514	峯岩戸	781-1513
大尾	781-1756	森山	781-1755

○町内の郵便番号(つづき)

②吾川地区		大蕨	781-1520
大字	郵便番号	川渡	781-1804
鷲ノ巣	781-1757	高瀬	781-1802
蕨谷	781-1515	長者乙	781-1911
上記に掲載がない場合	781-1500	長者丙	781-1913
③仁淀地区		長者丁	781-1912
大字	郵便番号	別枝	781-1803
泉	781-1914	森	781-1801
大植	781-1915	上記に掲載のない場合	781-1800